的取組	日本 1	点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取租内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2~4年度			
名称			Œ				取組内容 (R2-R4)		年度末実績(長年前な早年の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年度計画	年度末実績(具体的な政部の共享)	進参率取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
全庁的なA I・RPA等 の導入推進	デ 1 行政システム の改革	ICTを活用 1 した市民サー ビスの提供	政策部長	DX·行革推進 室長	政策部DX・行革推進室	少子化による人口減少 と高齢化が進み、今 後、行政サービスの多 様化・複雑化が予想さ れるなか、的確にサー ビスを提供し続けなけ ればならない。そのた 的には、ICTを利活 用し、業務の効率化を 図る必要がある。	AIやRPA等のIC Tの利活用を検討し、 効果の高い定型的作業 において、業務工程の 一部への導入を図る。		一部の課税業務(個人 住民税関係の4業務 と、間定資産税関係の計 を導入し、業務工程の 一部自動化を含む県内 ・また、本市を含む県内 ・また、本市を含む場内 ・プロジェクトに選定 資産税の登記済通知書 した。	昨年度実施した一部の 課税業務に加え、ワク テン接種業務、収納業 務、生活保護業務でシ ナリオ作成を行った。	継続及び更なる検討	職員によるRPAシナ リオ作成技術の向上、 デジタル技術 斥人の意識 敬 薬のため、近菜のため、大 システムを扱う職員 の一ジナリオ作成所修を 行い、本格運用に向け た準備を行った。	住民情報系システムに おいて、RPAのシナ リオを15本作製し 200% 務でRPAを本格稼働 させることができ、 務の効率化を図ること ができた。	A I・R P A 等の導入 件数:15件(うち、 本格運用7件)	実務を担当する職員自 らが、RPAのシナリ オの作成や変更ができ るよう、RPAを活用 できるデジタル持切 育成、確保が必要であ る。	A 十分な成果が得 れた
課税業務への A I・R P A 等の導入	行動シュテル	ICTを活用 1した市民サー ビスの提供	総務財政部長	税務課長	務課市民税グ	個人市民税、軽自動車 税、固定資産税等にお いて、基幹系システム への入力の件数など定 型的業務により、多く の時間を要しているこ とから業務の効率化が 求められている。	基幹系システムへの入 力作業や定型的業務な と、業務プロセスをA I・RPA等により自 動化を図ることで作業 時間の削減を図る。		個人市民稅の事業所完 名新規營錄、個人完名 個人完名 新告書登錄、能与女告登 録及び軽自動車稅の傳 車登錄。固定資産稅の 傳却資產異動登録のR P A を導入した。	令和2年度導入の市民 税関係業務について は、検証環境での動作 確認を行った結果、現 時点においてRPAの 1切別した。一方、軽自 動車役及び固定資産税 環境で動作確認が取れ たため本番環境で作業 を行った。	・本格導入 ・新たな導入事例 の検討	令和4年度中の軽自動車税 の廃車を貸は、約1,600件、 別40時間の作業所の短 議、また、固定資産税の側 約700件、約24所の作業 ができた。 低人市民税関係について 約数収に係る契約、事事所 を可能をあるとない。 できた。 に係る変更的税数取扱として設計 を 大工規模を は、余和の に係る変更的税数 に係る変更的税数 に係る変更的税数 に係る変更的税数 に係る変更的税数 に係る変更的税数 に係る変更的税数 にある。 に係る変更的税数 にある。 に係る変更的税数 にある。 に係る変更的税数 にいる。 に係る変更的税数 になる。 に係る変更的税数 になる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にのる。 にの	固定資産税及び軽白動車税 関係の入力作業について は、RPAにより入力作業に 関係の入力作業について は、RPAにより入力作業が 間の短能化を図ることがで きた。 個人市民税関係に可 登録、②個人容名研想 登録、②の日申告書登録の4 項目を悪力たが、RPAに は効果的でないことが別明 したため、新たと特別報 に係る整動届出書の入力作業 年の作業を導入したが、提出 本者環境での作業まで至ら なかった。	軽自動車稅: 令和3年10 月,廃車登録に係るPPAを 基礎環也作業之業施 令和3年度支積 約300件、 約5時間短縮 份和4年度支積 約1600 件、約40時間短縮 固定資産院: 今和4年1月, 儀却資產申告書入力に係る RPAを本庫環境で作業を実 施。 令和3年度支積 約700 件、約16時間短縮 個人市民稅: 令和4年12 月、特別徵次果動車路に RPAを導入 令和4年度支積 0 件	報自動事税については、廃事事 期において活用をしているが、 無も事態態がも無理登録等。 場所では活用したい、そのた の、名権変更争略回の使用報節 税、所有者課税等申書載させ、 が関いている数変がある。 固定資産税については、同意 が、のでは、とかいことから強十大の必需を事業 が、こいでは、とかいことから争計大 が設定されている。 前の選正や事業所への確認を事業 が表生も多いことから争計大 が数を引き、 が数を引き、 が数を が数を の様正での要素が、 の様正での要素が、 の様正での要素が、 の様正での要素が、 の様正を の様正での要素が、 の様正を の様正を の様正を の様で、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	B B よまずまず成果を られた
マイナンバー 3 カードの交付 率の向上	/ 行政システル	ICTを活用 1 した市民サー ビスの提供	市民文化部長	市民課長	市民文化部市民課戸籍住民グループ	「デジタルガパメント 閣僚会議」において、 令和4年度中にほとん どの住民がマイナン にもいて、 ことを想定し、「交付を推 地方に国の方針がいます。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令和元年度中に策定する予定の「マイナン ベーカード交付円滑化 計画(仮称)」に基づ き、マイナンバーカー ドの交付率の向上に努 める。	マイナンバー カードの交付 率:80. 0%	毎月第2・4 日曜日の 午後、毎週木曜日の夜 間等時間所入で専門の内で 間等時間所入で専門の内で 新設、統合端に東2 3名へ 最大合端末3 3名へ 場で申載を持数で申載を持数で申載を で申載番組、市広報の が再び上に取り組ん だ。	毎月第2・4 日曜年 後、毎週末確夜間等に 時間かで空行は申 請者に1,000円分のクオ カード連星キャンペー を実施した数単の 学校、期日前投票行う 設別及び新型コロナウ イルスワクチン接種。 場へのパンフレア放満 報番組、市広報等で別 知し取得促進に取り組 した。	・交付率向上に向 けた取組 ・目標指標の達成	毎月第2・4日曜日の午 後、毎週本曜日の夜間等時 間外交付窓口による交付受 付支施、申請者に1,000円分 ウイオードを発し、まま キャンペーンを実施、現金 受付、アラシ配布、ボス 受付、アラシ配布、ボス のに事業所を多い出張ス・ オ市広報等で周知し取得促進 に取り組んだ。	構植的に事業所や各地域に 出張申請を行ったことやク オカード選星キャンペーン の案内を行ったことや申請 事・交付事が向上した。ま 75% 日エンピニで延即書が交 付出来る、保険証として利 用出来るなど外で使か高 ことを広く周知したことで 交付率向上に繋がった。	交付率: 69.3%	「マイナンバーカード交付円滑削 計画」に基づま取り組みを進めた。 が、金線1階がのあった単純は 1633所でのもから中純地は 1633所でのもカードの申続 17交付については、今後も転送 た動皮と、申録をしていては、今後も転送 に対していては、今後も転送 にあります。 17では、これに出る範囲 作制が必要である。またマイナー 17・カードの呼吸で変化性、任 18小馬、新たな情報について広 期間していくことが重要である。	B まずまず成果を られた
保育現場への 4 I C T機器等 の導入		ICTを活用 1 した市民サー ビスの提供	健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部子 ども未来課子 ども総務グ ループ	幼児教育・保育の無償 化がスタートし、保育 所等の利用意向の高ま りが予想されるなか、 保育士不足の深刻化な ど、保育現場で働くこ とへの負担軽減が求め られる。	保育現場へのICT機 器等の導入により効率 的な事務で理を行うことで、保育士の労働環 境の改善を図るととも に、労働時間の短縮を 目指す。	保育準備等に 要する時間外 動務の削減 (R1年度 比:10%削 減)	内部での保育システム の研究を行い、選定準 備を進めた。	昨年度に引き続き、保 育システム選定のため の研究を行い、保育現 場の労働環境向上に向 けた検討を行ってい る。	導入機能による実践	令和5年度からの本格 稼働に向け、各国の環 境整備を行い、公立全 関へのシステム導入を 完了した。	令和4年度は、導入システムの決定、ネット環境整備、タブレット端末などの備品購入及び職員向けのシステム研修を実施した。また他園に先駆けて、関窓とども園アスレにおいて、参和5年3月から試験運用を開始し、システムの動作確認等を行い、令和5年度からの金属運用開始の準備を整えた。	先行運用開始圏アスレ におげる時間外勤務の 削減(R1年度比:109 削減(R1年度比:109 削減(9年3月分:18H 令和5年3月分月の時間 外勤務の削減は優のれて スステム導列が説はしている必 運用状況によいる必 要がある。また、他 についこも、システム にこいこも削減を見込 んでいる。	会和5年度当初から、 登降調管理や保護者と の選絡等の基本的な機能から運用を開始して いくが、今後は運用状 いくない。 公と確認しながら、さ らなる保護士の業務効 率化が図れるよう、導 入機能の拡大をしてい く必要がある。	A 十分な成果が得 れた

的取組	目標	重点	方針 取銀責任	*	取組部署	現状と課題	取租内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
名	*		Œ				取組内容 (R2-R4)		年度末実績(具件的な取集の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 額 (具体的な取組の状況)	進参考	取組成果(輸括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
図書館3 おける R P A ⁽² 入	A 1 ·	行数システム の改革 1	ICTを活用 した市民サー 教育部長 ビスの提供	生涯学習課長	務局生涯学習	昭和55年の開館以 末、施設総体の老朽 化、学習室の不足。図 書館サービスの悪き等の 様々な課題があるにも 関わらず、最先端技術 等の導入による利便性 充実や効率化が進んで いない。	駅前に整備する新図書 館において、AI・R PA等を導入すること で膨大なデータの蓄積 からのレファレンスへ の対応など利便性充実 を図る。 また従来、職員が手作 業で実施していた蔵書 点核などの効率化を図 る。	AI·RPA	令和2年3月に策定した「亀山市立図書館管 理運営の基本方針」に 技術導入による省力化」 のICT化の取組に基 づき、新図書館整備に 伴うシステム整備の検 討を行った。	令和2年3月に策定した た1亀山市立図書館管 理運営の基本方針」に おいて定めた『先進技 の I C T 化の取組に基づき、新図書館整備に 併うシステム整備の検 対を行い、新年度にお いて必要な予算措置を 行った。	供用開始	令和4年5月に業務委 託契約を締結し、IC タグ導入に伴う自動費 出機、BDS(盗難筋 世機、BDS(盗難筋 健装置)等シスナム機 器を導入するとと に、座席管理システム と電子の書の導入や地 素筋利用者の利便性向 上を図った。	1009	新図書館において、「	令和5年1月26日の 図書館開館に伴うIC タグ導入に伴う自動資 出機、BDS等の機器 導入、座席管理システ ム、電子図書の導入に より、蔵書管理の効率 化及び図書館利用者の 利便性が向上した。	システムの導入及び運 用経費については、一 般財素であるため、財 源の確保が課題であ る。	A 十分な成果が得 れた
6 行政評(テムの)		行政システム の改革 2	事務事業構築 手法の確立 対策部長	. 政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	平成20年度から行政 評価システムを運用サ るなか、これまでも施 策・事業の無いの見 で、完全図のできたと このであり、今後にお いても、手のないようしいです。 であり、今後にお いても、そのないようしが があると検証と見直しが 必要である。	現行の行政評価システ ムを検証し、事務量と 効果のパランスも踏ま えた上で、評価システ ムを改訂する。	行政評価システムの改訂	現行の評価システムに ついて、システム運用 上の課題や今後も継続 していくべき事項等に ついて、洗い出しを 行った。	PDCAサイクルにお けるC (チェック) か らA (アクション) へ の効果的な展開が図れ る評価システムとなる よう、再構築に向けた 検討を行った。	行政評価システム の改訂	現行の行政評価システ ムの課題等を整理した 上で、より簡素で効果 的なシステムを構築す ることができた。	1009	「評価に必要な情報量の確保やその精度の向上」と「評価システム 500 商業化」とのパラン 500 元素化」とのパラン 大きなる関係による限り考慮した行政評価システムを再携築することができた。	令和5年3月に行政評価 システムを改訂した。	後期基本計画の効率的 な推進を図る観点か ら、社会情勢等が目ま ぐるしく変化する中、 事業の必要性や市民 ニーズとの整合性等を 考慮しながら、システ ムを運用していく必要 がある。	A 十分な成果が得 れた
事務事 7 択及び 法の検	再編手	行政システム の改革	事務事案構築 手法の確立 対策部長	政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能な行財政運営 にあたり、事務事業の 妥当性等を検証し、 「選択と集中」による 事務事業の効率化・重 点化を進める必要があ る。	第2次総合計画後期基本計画第1次実施計画 の策定に向けて、施策推進に寄与する効率 的・効果的な事務事業 の採択や再編手法を確立し、新規事業の採択 等に活用する。	事業の採択・ 再編手法の確 立	第1次実施計画に位置 付ける主要事業の採択 に当たり、事前評価工 程を見直すことにより 事務事業の重点化等を 図ることができる手法 について、その可能性 を検討した。	実施計画を構成する、事業毎に高います。 要事案の要求時に、時性 等の5項目による事に 評価を行うととも事前 評価を行うととも事業については、事業評別 値し及び事務事業評価 記し、活用について確 認り、また。	後期基本計画実施 計画に位置付けた 事業の推進	第2次総合計画後期基本計画実施計画の策定 に当たり、該当する主 要事業の事前評価を行 い、事業の規模及び手 法の適正化を図ること ができた。	1009	第2次総合計画後期基本計画実施計画において、該当する主要事業 %の事前評価を行い、事 業の規模及び手法の適 正化を図ることができ た。	第2次総合計画後期基本 計画実施計画の策定に 合わせて、事業の採 択・再編手法を確立す ることができた。	事業の必要性や有効性 等を適切に評価し、事 業の規模や手法の適正 化を図る必要がある。	A 十分な成果が得 れた
8 亀山版 5 の確:		行致システム の改革	事務事業構築 手法の確立 政策部長	· 政策推進課長	政策部政策推進課政策調整グループ	持続可能なまちづくり の実現に向けて、世界 水準のSDGS(持続 可能な開発目標)を本 適応させながら今後の 放策展開に活用してい く必要がある。	本市の状況を考慮した 目標 (ゴール) 設定向 SDGsの重要な側頭・ 社会」を終済的に提済 大会体最適の考え方な どSDGsの根点 転送 の在り方を確立する。	「亀山版SD Gs」の確立	本市におけるSDGg の取組方向等を整理するに当たり、原第の方向ゴール等との関こを終りの近半なるとを明明基本計画のことをいるととの事では、田田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田	自治体SDGsの確立 に向け、後期基本計画 素変に基本施策毎のS DGs遠成目標を明示 し、総合計画上の位置 付けを行った。	「亀山版SDG s」の確立及び推 進	第2本計画を当から、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1009	SDGsと総合計画を推進するととは合計では、一体的に推進するととにより、総合計画の推進がSDGsの速度で資するとともに、本市のまめとSDGsの国際目標を明確に市像の定と関係性を明確に市像の定なまっていりの展開に繋げることができた。	令和4年6月の第2次総合 計画後期基本計画の策 定に合わせて、「亀山 版 S D G s 」の考え方 を確立した。	総合計画とSDGsを 一体的に推進すること としたため、SDGs の視点を踏まえた上 で、総合計画の進捗管 理を行う必要がある。	A 十分な成果が得 れた
9 働き方・ 9 改革	の意識	行政システム の改革	働き方改革の 報差 推進	部長 総務課長	総務財政部総 務課人事給与 グループ	職員のワーク・ライ フ・バランスの更なる 推進に向け、労働時間 の長さよりも業績や業 場環境へ転換を図るこ とが必要とされる。	各所属において業務に 係るマニュアルを作成 し、共有する。		令和2年2月18日付けで通知した「令和2年2月18日付けで通知した「令和2年度定期監査結果に基づく措置に係る業務でニュアルの作成について」により、様式例を、各所属においては、それぞれの業務に合った単めているところである。	各所属においては、そ れぞれの業務に合った マニュアルの作成を進 めている。	作成したマニュア ルの見直し及び充 実	各所属においてマニュ アルを作成し、見直し 及び充実が図られてい る。	1009	各所属においてマニュ 8 アルを作成し、見直し 充実が図られている。	各所属においては、それぞれの業務に合ったマニュアルの作成されている。	各所属において継続的 にマニュアルを見直す とともに、新たな業務 が発生した場合など随 時作成を必要とする。	B まずまず成果を られた

体的取得	E 87	11.	(方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名称			E N			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的な単組の状況)	年 度 末 実 鍍 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	保道・問題点	取組の総括評価
10 間の	司外勤務時 I D削減	行数システムの改革	3 働き方改革の推進	総務財政部長 総務課長		時間外勤務について は、特定事業主行動計 画に全体の目標値を定 めて取り組んできたと ころであるが、働き方 改革法によりの時間外勤務 時間の上限が規定され たことから、業務の効 率化・平準化を図る必 要がある。	職員一人当たりの時間 外勤務時間の上限が月 45時間、年間360 時間と規定された正と から、これらを起えな いようマネジメントを 実施する。	務時間360	平成31年4月15日 付けで通知した「時間 外勤務の取扱いについて プリにより、各所協議 管理を行っている。 和2年度は、終準虚対策 の影響においてのいる。 サウイルス感染症対策 があった部署で増大した一部の部署においては労 働時すた。 節間の管理を対策しては労 働時でない。	令和3年8月2日付け で通知した「令和3年 度時間外勤務削減計画 の実施について」によ り、各所属において順 り、物時間管理を行 い、設定された目標達 成に向けて取り組ん だ。	取組の継続	令和4年7月7日付け で通知した「令和4年 度時間外勤務削減計画 の実施について」によ り、各所属において戦 員の労働時間管理を行 成に向けて取り組ん た。	759	新型コロナウイルス感 染腔対策の影響により 業務の減った部署があ る 反面、業務が増大し た一部の部署において は労働時間の管理が難 しくなった。	年間時間外勤務時間360 時間越えの職員数。 令和2年度:11人 令和3年度:27人 令和4年度:36人	新型コロナウイルス感 染症の感染症法の位置 付けが変わったことに より、中止や延期をし ていた事業が再開し、 業務が増大する可能性 があるため、マネジメ ントを強化する必要が ある。	C あまり成果を得 れなかった
11 有#	名休暇の取 I	行政システムの改革	3 働き方改革の推進	総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	展開労働法制の改正に より、民間企業1年4月 から労働者に第二年4月 から労働者に第二年4月 から労働者に対して報 を取得させるこ国家員 長においてもこ国家員 長においても、職員 を を 務付けられ、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	亀山市特定事業主行動 計画を改訂し、ワーク ライフバランス推進の 観点から、計画に基づ いた年次有給休暇の取 得促進に取り組む。	有給休暇の取 得日:5日以	令和2年6月10日付けで通知した「夏季杯 取得促進について」に より、夏季休暇及び年次有給休暇の取得促進した。 でのででは、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、では、本年度は が全点が、できた。 では、本年度は が全点が、できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。	令和3年6月11日付けで通知した「夏季体 取及び年次有給休暇の 取得促進について」に より、夏季休暇及び年ついて促進した。 さらに、本年度も、 新型ロナウケイルス感 券症の拡大地のなめ の取組として、積極的 に年次有給休暇の取得 を促進した。	・年次有給休暇計 画表による取得促 進 ・配念日休暇の導 入の検討	令和4年6月7日付け で選知した「夏季休暇の取 得促進について」により、夏季休暇及び年次有給休暇の取得でした。 さらに、本年度も、 新全に、本年度も、 新全型の拡大的止のため の取組として、積極的 に年次有給休暇の取得 を促進した。	75%	新型コロナウイルス感 染症の拡大防止のため の取組みとした 積極 的に年次有給化、新型 何号を促進したが、新型 の影響で業務が増大し た影響では年次有給休 元の取得が困難となった 依然として年次有給休 取取得け困難となった 依然として年次有給休 頭取得に数が5日末の の難員がいるとか ら、記念は休む歌の本	年次有給休暇取得日数 5日未満の職員数。 令和2年:16人 令和3年:18人 令和4年:23人 参考:令和元年:51人	新型コロナウイルス感 染症の感染症法の位置 付けが変わったことに より、中止や延期をし ていた事業が再開し、 業務が増大する可能性 があるため、マネジメ ントを強化する必要が ある。	B まずまず成果を作 られた
12 定。推注	員適正化の I	行政システムの改革	3 働き方改革の推進	総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課人事給与グループ	厳しい財政状況が続く ことが見込まれるな か、市民のニーズに対 広した石政サービスを	第4次亀山市定員適正 化計画を策定し、真に 正規職員の配置が必要 な職については、計画 に基うき正規職員の配置 変変施し、適正な定 責管理を行う。 また、会計年度任用職 員についても効果的な 配置を実施する。	画に基づく職	定員適正化計画に基づ ま、計画的に職員採用 を行った。 また、本年度は、新型 コロナウイルス感染症 対策に関する業務が増 大したことから、アリチン接種室を設置したが、 定理機員を増やす ことなく対応した。	定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。 また、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症対策に関する業務が増大したことから設置したPTを継続した。	業務内容や業務量 の変化を把握し、 適切な人員配置を 行う	正規職員の配置については、定員適正化計画に基づき、計画的に職員採用を行った。また、緊急対応を要する場合に適切な人員配置を行った。	1009	正規職員の配置につい ては、定員適正化計画 に基づき、計画的に職 員採用を行った。ま た、新型コロナウイル ス感染症対策など変対策などの 切な人員配置を行っ た。	新型コロナウイルスワ クチン接種室の設置 保育士・幼稚園教諭や 保健師の増員	新型コロナウイルス感染症対策など緊急対応を要する業務への人員的な措置が課題である。	A 十分な成果が得ら れた
	事評価制度	行政システム の改革	3 働き方改革の推進	総務財政部長 総務課長	総務財政部総 務課人事給与 グループ	人事評価制度は、評価 結果を給与、昇格等に 反映させることによ り、職員しのモデベー ション向上に繋げるも のであることとから、評価 価結果の正確性を担保 する制度を構築し、評価 る必要がある。	人事評価制度の評価結果の正確性を担保する ための制度を検討のう え、運用を実施し、評価結果を処遇に反映す る。	評価結果の処 遇反映の実施	令和2年9月に県内各市の状況を調査し、その状況を踏まえ、本市の制度設計に着手した。	人材育成等専門家によ る人事評価結果の活用 に係る研修に参加し、 人事評価の課題につい て専門家と意見交換を 行った。	処遇反映	令和5年度の処遇反映 に向けて効果的で実効 性のある人事評価制度 とするため、処遇及映 や人材育成プログラム などを含む、包括的な 制度としている。	509	令和5年度の処遇反映 に向けて効果的で実効 性のある人事評価制度 とするため、人材育成 プログラムなどを プロ、包括的な制度構築 を進めている。	人事評価結果の活用に ついて、制度設計に着 手し、研修や専門家と の意見交換を実施し、 処遇反映に向けて取り 組んだが、反映には至 らなかった。	人事評価の調整会議を 行う等、公正性を担保 する取組が必要であ る。	D 成果を得られな かった
		行政システム の改革	3 働き方改革の推進	消防部長 消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	職員構成の若年化に伴 い、組織力、現場対応 力の低下が懸念される	職員に中型・大型免許 を計画的に取得させ、 消防車両の機関員を養 成する。 また、教急教命士の教 急車指棄率を低下させ ないよう、継続して教 急教命士を養成する。	養成し、適正 な人員配置が	職員 2人が中型免許を 取得し、消防車両の機 関員が養成できた。 一方、 級急教命士の養成 については、予定して いた研修所派適義成はよい 可能となったが、国家 が最初の受験資格を有す る職員 1人が受験 他した。	職員1人が大型免許 を、職員2人が中型免 許をそれぞれ取得し、 消防車両の機関員が養 放できた。また、教急 教命士の養成について は、職員1人が研修を 修了するともに、国 家式終亡合格し、養成 が図れた。	消防車両機関員、 教急教命士の養成	職員1人が大型免許 を、職員2人が中型免 許をそれぞれ取得し、 消防車両の機関員が養 板できた。また、教急 教命士の養成について は、職員1人が研修を 修了するとともに、国 家試験に合格し、養成 が図れた。	759	計画どおり資格保持者 の養成が図れなかった 4年度もあったが、概ね 適正な人員配置ができ た。	消防車両の機関員を養成した。(8名) ・大型免許取得 2名 ・中型免許取得 6名 救急救命士を養成し た。(2名)	消筋車両機関員、救急 救命士とも、継続的に 養成を続ける必要があ る。	B まずまず成果を4 られた

具体的取組	目標	1	t点方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2~4年度			
No 名	*			DE 1	N		取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 載	年 度 末 実 糖 (具体的な取組の状況)	年 度 計 画	年 度 末 賽 績 (具体的な取組の状況)	進 参 率 取組成果 (義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題·問題点	取組の総括評価
学校に 「統合 支援シ ム」の	型校務	行数システム の改革	3 働き方改革の	9 教育部長 学校教	教育委員会等 務局 学校教育課 学小一プ、 教育研究グ ループ	学校におけるが、現改 革を進めているが、現改 等は難しく、また、対象 関である。また、対象 関である。また、対象 科学省策定の「教育環境 整備5箇年計画(20 18~2022年度)、 の業務負担疑目技どもして が掲げわれており、環境 校における1CT環境全 の電的地域、は関ウを含める の整色は関ウいる。	学校における各種集計 作業・帳簿作成作業等 の効率化、情報の一元 管理や共有に資する 「統合型校務支援システム」に関して導入・ 作前における。 活用状況、費用・効果 し、導入に向けた検 討・準備を進める。	市内各小中学 校における 「統合型校務 支援システ ム」の導入 車:100%	令和2年5月より、P の C ログを活用した教職 員の動務状況の把握を 勝納、毎月個々の動務 時間等を確認してい る。統合型投ては、関 ステムに関しては受けれてい ステムに関しては、 内の導入状況及び使用 いて情報収集を行っ た。	令和3年度も引き続き PCログによる教職の の在校時間のいる。ま た、学校における各種 集計作業・帳簿作成作 業等の効率化、情報の 一元管理や共有に資す る統立型校務支援シス の導入に向け、情 報を集め、本市におい て具体的に必要なシステムの検討を行った。	・統合型校務支援システムの導入・システム活用に関する研修の実施	10月に入札及び契約 をおこない、システム の試行を実施した。教 職員研修はシステム導 入に係る研修を2回、シ テム活用に係る研修 を14回(各校1回)実施 した。研修会では様々 な機能の説明とその活 用万法について研修を 深め、実際の活用に向 けて必要な準備を進め ることができた。	令和5年度の本格選用 に向けて校務支援シス テム導入ワーキンググ ループを立ち上げ、ソ フトウエアについて検 討を実施した。数職員 75% 行運用とことで1月からの 行運用ならなす。4月からは業を あった。4月からは業を 進め、本格稼働に向け ての準値が高いこと ができている。	市内各小中学校におけ る校務支援システムの 導入率:100%	文部科学省は、次年度 予算の概算要求で、数 年後には全国で校務支 援ンステムの仕様を統す 一し、子どもが転校 一し、子どもがを終す る際も迅速にデータをよっ 力調査研究費用を要求 しているため、今後の 展開に注意が必要であ る。	れた
モチベ 16 ンを高場環境	める職 I	行政システム の改革	人財育成シ 4 テムの改革	X 総務財政部長 総務課	総務財政部結 務課人事始 グループ	平成30年度実施の3層体制による組織・機構については、中間層であるグループリー。 ダーの育成に繋がって	グループリーダーを始めとする中間層に対するマネジメント能力向上の可修及び組織全体ンを高めるため、管理職員に対する研修を実施する。 出継続・機構についても継続して検証を実施する。	「自己申告」 における「仕事のやりがい がある・コ ミュニケー ションが取れ ている」:6 0%	及びグループリーダー への市独自研修は、新 型コロナウイルス感染 症の影響により実施で	組織・機構の改革については、各所属にヒアリングを実施するなと、検証結果を踏まえて見能しを行った。 研修については、課長 板や各とした対象とした 研修を実施できなかった。	・職員研修の実施 ・組織機構改革の 検証	組織・機構の改革の結果について所属長への ヒアリングを実施し検 証を行った。また、管 理職やGLに研修を実施し、制織全体におけ るやリがいやモチベー ションの向上を図った。	令和3年度に組織・機 構改革を行い、令和4 年度から新たな組織を スタートさせた。その 中で、課長数やグルー ブリーダーの育成に知 り組んだが、新型コロナウイルス感染症の影響 で研修が実施出来な い年度があった。	令和3年度に組織・機構改革を行った。 新型コロナウルス感 染症の影響かから、減らして の対象人数を減らして 修を導入するなど工夫 して研修を実施した。 「自己申告」における る・コミュニケーショ ンが取れている 令和2年度:52.5% 令和2年度:52.5% 令和4年度:50.6%	令和3年度に実施した 組織、機構について維 禁して検証を行う必要 がある。 研修たついては、対コ ライン研修を活用する 等、研修の在り方を検 討していく必要があ る。	B
17 構想力 る研修		行政システムの改革	4 人財育成シ:テムの改革	マ 総務財政部長 総務課		人口減少と高齢化が 益々進展していくこと が予想をれる中で、自 治体職員については対 臓の枠を超えて、「地域や組 力を身に付けることがす。 水められることから、 そのための人材を そのための人材を する必要がある。	多様化する行政ニーズ に対応できる情報発信 力、企画提案力、分野 横断的に施策を創造で きる構想力を高める研 修を実施する。		新型コロナウイルス感 染症の影響により、階 層別研修 (三重県市町 総合事派通可修などは 中止又は人員を減らし ての実施となった。	新型コロナウイルス感 染症の影響により、能 力向上研修 (三重県市 町総合事務組合主催) が延期や人数を減らし ての実施、広域・派遣 研修などが中止となっ たものもあった。	研修の実施及び検証	新型コロナウイルス感 染症の状況を勘案し、 研修の対象人数を減ら して主任主査級に政策 形成研修を実施した。	新型コロナウイルス感染症の影響から、階層 級の研修や広域・派遣 研修が中止となったし を行い、人数をへらし ての実施やオンライン 研修の実施等、工夫し て研修を実施した。	新型コロナウイルス感 染症の影響から、コロ ナ禍前のような研修を 実施することができな かった。	研修については、対面 研修だけでなく、オン ライン研修を活用する 等、研修の在り方を検 討していく必要があ る。	あまり成果を得ら
階層別18系の構実		行数システムの改革	4 人財育成シテムの改革	X 総務財政部長 総務課	総務財政部制 長 務課人事給与 グループ	人材育成基本方針に基 づき研修を実施してい るが、職員一人ひとり	として構築し、その上 で、職員自身が受講し ていくべき研修が分か		人材育成基本方針に規 定されている研修体系 の階層別所修につい て、現在実施している 研修を分類した。	新型コロナウイルス感 染症の影響により、階 層別研修 (三重県市町 総合事務組合主催)が 延期や入数を減らして の実施となった。	研修体系に基づく 研修の実施	階層別研修 (三重県市 町総合事務組合主催) を受講し、階級ごとに 必要なスキルを身に付 けることができるよう 取り組んだ。	階層別の研修について は、三層制に対応した 研修としているものの 見える化を図ることが できなかった。 50% 執症の影響により、管 理職を目指す意識順成 に繋げる研修を十分す ることができなかった。	新型コロナウイルス感染症の影響から、コロ ・お前のような研修を 実施することができな かった。	研修については、対面 研修だけでなく、オン ライン研修を活用する 等、研修の在り方を検 対していく必要があ る。	あまり成里を得ら

具体的取	租工	重点:	方針	取租責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2~4年度			
No	名称			E N			取租内容 (R2-R4)		年 度 末 実 額(具件的な単位の状況)	年 度 末 実 鍍 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 鍍 (具体的な取組の状況)	進 参 率 取組成果 (雜括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	保護・問題点	取組の総括評価
10応	政課題に対 できる人材 成研修の実	行政システム の改革	人財育成シス テムの改革	総務財政部長 総務課長	総務財政部総 務課人事給与 グループ	急速にICT技術が発展する状況の中で、今後予測されるAIの利活用が一般化する時代において、職員として求められる能力を身に付ける必要がある。	コミュニケーション能 力やコーチングなどの 対人関係能力などを身 に付ける研修を実施す る。 また、人材育成基本方 針の見直しを実施す る。	各種研修の実施	新型コロナウイルス感 染症の影響により、階 層別研修(三重県市町 総合事務組合主催)や 広域・派遣研修などは 中止又は人員を減らして で、人人材育成本方針 の見直しに着手した。	新型コロナウイルス感 染症の影響により、能 力向上研修 (三重県市 町総合事務組合主催) が延期や人なった。	デジタルツールの 導入状況に応じ、 人材育成基本方針 の見直し	研修のオンライン化に より受講しやすい環境 下で、受講者の増加を 図った。 人材育成基本方針の見 直しには至らなかっ た。	新型コロナウイルス感 染症の影響から、対人 関係能力などを身に付 ける研修を実施できな 25% かった。 また、人材育成基本方 針の見直直には差手し たが、見面直には至ら なかった。	新型コロナウイルス感 染症の影響から、十分 な研修を実施すること ができなかった。	新型コロナウイルス感 染症の影響から、オン ライン研修が進んだこ とにより、職員が研修 に参加でき創 出する必要がある。	C あまり成果を得ら れなかった
	ンプライア ス意識の徹	行政システム の改革	人財育成シス テムの改革	総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法 今選守を推進するため 取職切づくりや体制を 整備することにより、 透明で市民から信頼さ れる、職員つき制定し制 度を構築した。そのた の制度の変更ある。	職員コンプライアンス に関する研修を実施す るとともに、職員コン プライアンスに関する 状況及び講じた措置に ついて公表する。	定期的な状況公表の実施	コンプライアンス推進 会議の開催を行った。 プライアンス条例等を 連用する中で、周田郡が あったため、亀山市戦 身コンプライアンス条 例施行規則の一部改正 及び亀」の日本 でを が名いて、アンス外 のの見直しを行った。	職員のコンプライアン スに関する状況を調査 し、結果を組織内部に 公表した。	・職員研修の実施 ・コンプライアン ス推進会議の開催 ・職員のコンプラ イアンスに関する 状況等の公表	・主幹級職員を対象に 研修を実施した。 ・取組状況等を報告 し、意見等を運用に反 験させるため、推進会 議を開催した。 が中度のコンプライ アンスに関する状況等 について市のホーム ベージで公表した。	職員コンプライアンス に関する研修、意識調 査等の実施並びに職員 コンプライアンスに関 する状況及び講じた情 質の公表を通じて、職 員のコンプライアンス に関する意識が高まった。	職員を対象とするため 幹部から開始し、令和 4年度では主幹級まで 進んでいる) ・毎年度、職員のコン ブライアンスに関する 状況等を公表してい る。	必要な取組は確実に実施しており、数字にも 表れているが、その成果については可視化が 難しく、今後、マンネ り化による意識の低下 を防ぐためにも、手法 の見直しが必要であ る。	B まずまず成果を待 られた
21 >	ンプライア ス制度の適 I な運用	行政システム の改革 4	人財育成システムの改革	総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課法務統計グループ	職員の公務員倫理や法 今選守を推進する体制を 整備することにより、 透明で市民から信頼さ れる市政とコンを確プライア ンス条例等を確プラレー制 度を構築した。そのた め、この制度の運用を 徹底する必要がある。	職員コンプライアンス 制度の浸透を図るた め、働きかけ行為(要 望等及び不当要求) 関する記録と上司への 報告の実施について、 定期的に周知を行う。	に関する報告	働きかけ行為に関する 報告は、0件であった (明らかに働きかけ行 為ではないと判断でき るものだけであっ た。)。	上半期と下半期にわけ て、働きかけ行為の記 録の有無について調査 を行った。	働きかけ行為等に 関する周知と取り まとめ	本年度については、四 半期ごとに調査を実施 している。なお、第4 世半期については、翌 年度の実施となる。	働きかけ行為に関する 記録と上司の報告について確認する回数を4 半期ごとさすることに より、当該記録と報告 に対する意識が高ま り、これにより今後の 検証に必要な事例収集 が進むことが見込まれ る。	働きかけ行為であることが疑われるとして報 もがあった状けであるがけであるが、働きかけ行為に まだけによないとして数 を含めた件数は増加して いる。後の検証のため 温は接透してきても り、数字にも現れている る(令和4年度の記録件数	働きかけ行為の報告件制 数を数値目標として制 げていることに問題が ある。働きかけ行為で 素であるにもかかあるにもかかあるにもかかあるにもかかあれば 問題であるが、働きか け行為そのものは、む しろ減少していくこと が望ましい。	B まずまず成果を待 られた
的	率的・効果 な教職員研 システム改	行政システム の改革 4	人財育成システムの改革	教育部長 学校教育課長	教育委員会事 務局 学校教育課 教育研究グ ループ	亀山市教育関係職員の 研修方針に沿って、 授献長の資子的決 力の向上」「今日・的教 育課題に対応した実践 力の向上」を一層行 い、新学習指導要改革 等に取り組む必要があ る。	各学校個別のテーマ、あるいは全学校共通のテーマをといるというと、学校や・個のテーなが、職員個し、より多くの教職員が多くの教職員が多くの教職員が多くが認識師の業をがある事本が、一般を超えた研機の相互乗り入効率のが、の相互乗り入効率の等のを教職員である。	委の外部講師	各校区別の研修主題を 設定することができ た。また、学校間で研 をの情報共有を研修会 に参加することができ に参加することがで る体制づくりを行っ た。	各校区別の研修主題を 設定することができ た。また、中学校区別 の研修計画の作成を 行った。学校間の研修 会の情報共有を行うこ とができた。	・中学校区別の研修計画の作成 ・外部講師招聘に よる研修会の整理 (先進校視察)	中学校区別の研修計画 を作成し、計画に基づ いた研修が行われた。 小な研修が行われた。 でも、拠点校等から情 報発信し、どこの学校 の研修にも参加できる 体制づくりが行われ た。	学校や個々の教職員の 研修ニーズを職員が多 様な研修を受けられる よう、外部調師の効率 的な招聘計画立案や、 学校の担互乗り入れの機 会づ、均率をしました。 で、効率的により効果と ができる体制が整備できた。また、Zoom等を 使った遠隔研修の体制 整備も行うことができ	各校及び市教委の外部 講師招聘研修会等への 教育理等加機会や選 択幅の拡大:令和4年度 基本研修11回·授業力 用上研修11回、教育課 超別研修13回 令和3年度:基本研修2 回・授業力向上研修9 回・教育課題別研修9回	数員免許更新制度の廃止に伴う、新たな研修 制度の内容に合わせ 、研修の機会確保や 記録について対応して いく必要がある。	A 十分な成果が得ら れた

具体的取籠		1	点方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No 4	B 称			E B			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的な単価の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
7#	書のライ イクルに せた適正	行政システム の改革	新たな公文1 管理の改革	· 総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課法務続計グループ	公文書のライフサイクルご との課題についての売出し を行ったところ、メール文 裏の取扱いについてX書取 扱規程うえ、明確でない状 能にあり、規程の見阻しも また、親員の公文書等理に るためアンケート及び調査 を行ったところ、各無保当 事業の管理が考なったとの、 が十分に確保できていない 状況にあったため、その改 書か必要である。	公文書管理に関する調 査等を実施し、結果を 踏まえた上で、公文書 のライフサイクルに合 わせた滴正な管理手法		公文書のライフサイク ルごとの課題を洗い出 した。	公文書のライフサイク ルごとの課題を洗い出 し、公文書の管理に関 する手法の見直しにつ いて検討を行った。	公文書のライフサ イクルに合わせた 管理手法の実施	令和5年度の実施に向けて、電磁的に保管することが可能な公文書 ることが可能な公文書の範囲、収受起案の方法、保管場所等について、具体的な検討を進めている。	509	公文書を電磁的に保管 することなどにより、 保管スペースの確保が 見込まれる。	文書管理システムの パージョンアップに合 わせて電子決裁を取り 入れるとともに、公文 書の電磁的な取扱いを 検討し、令和5年度か らの導入に向け、その 見通しを立てた。	電子決裁の効果を高めるためには、より多く の公文書を電磁的な取扱いが 適当ではない公文書を、 適当ではない公文書と、 意当ではない公文書。 大、電磁的な配録となる。 大、電磁的な記録となる。 大、電磁的な記録となる。 大、電磁的な記録の取扱 大量となる。 大きを備する必要がある。	B まずまず成果を られた
	書べーレス化の「	行政システム の改革	5 新たな公文 管理の改革	F 政策部長、総 安長 総務問	政策部DX・行 豊 革推進室、総 器 務財政部総務 課法務統計グ ループ		公文書の電子化を進め るためモバイル端末を 会議で活用することに より、ベーパーレス化 を検討する。	用料:5%削	令和元年度に整備した 西庁舎 3階の会議室に 加え、本庁舎 3階及び 2階の一部会議室への築 生、モバイルは、N環境の構造 を、モバイルで表が 電子会議システム導入 の準備を行った。	西庁舎3階会議室に加え、本庁舎3階及び2階の一部会議室への無線1AN環境の構築を行った。また、市議会会議室の会議等のペパーレス化を推進するため、議会会与発令者へのタブレット端末を配付及び電子会議システム導入を行った。	モバイル端末活用継続と検証	電子会議システムは、経営会議をはじめ、指 名審査会、監査等でも 利用することとなり、 会議資料等の電子化が 可能となった。	100%	会議室等への無線LAN 環境の構築に加え、タ ブレット端末や電子会 議システムの導入によ り、会議資料等の電子 化が可能となった。	O A 用紙の使用量: 12%削減	タブレット端末や電子 会議システムは、幹部 場員のみに配布しの会議は未だ紙での利用が 中心となっている。 引き続き、ベーパーレ ス化を推進し、適正な 公文書の管理とともに 省資源・コスト削減の 両面から、改善してい 公必要がある。	A 十分な成果が得 れた
	書の管理り方検討	行政システムの改革	5 新たな公文 第 管理の改革	\$ 総務財政部長 総務課長	総務財政部総務課法務號計グループ	事務事業に係る相手方との協議内容等について、公文書としてどのは、まつに管理するが明確 は力に管理するが明確 は対していない状況にある。通切に公文書として保管するため、一定のルールづく りが必要となっている。	事業者及び市民等との 協議や相談内容に係る 記録について、公文書 として管理する規定を 整備する。	文書に係る公	事業者及び市民等との 協議等を公文書として 取扱う範囲等を洗い出 している。	事業者及び市民等との 協議等を公文書として 取扱う範囲等について 検討した。	規定による運用	検討の結果、意思形成 の過程における文書の 取扱いについては、 存のルールに従い、そ れぞれの事務の執行に 適した取扱いをするこ とが適当であるとの判 断に至った。	75%	それぞれの事務の執行における協議の内容等 り、一律のルールを当事ないが何定されても必用滑な事務の執行になることかが何定されてしまった。 既存のルールに基務 の執行になることから、既存のルールに基務 が続にさせるといる。 は、これの事務 が保にさせるといる。 り、適切なな書管理が連成できると判断し	当初の目標は、一律の ルールを定めることに より事務の改善を図る ことにあったが、検定 を進めた結果、一定の ルールを当てはあると かえって円滑な事務の 執行を妨げる射形し、別 に最適解を求めた。	今回整理しようとした 事業については、それ ぞれの事務の執行に適 した方法を取ることが 最適であるとと理することが、規定を整理するできるものもあると できるものもあると後も なく見直しを検討する 必要がある。	B まずまず成果を られた
資金 26 る財	運用によ	財政運営の強化	6 歳入確保の打進	E 総務財政部長 財務課長	総務財政部財務課財政グループ	市が保有する基金について、安全かつ効率 的、効果的な運用を図 ることで、財源確保の 拡大を図ることが必要 である。	平成30年7月に改訂 した亀山市公金管理・ 運用指針を遵守のも と、地方債等債券によ さ、地方債等債券によ める。	運用収益の確保	債券を取り扱う証券会 社から市に有意な情報 の取集を行い、新たの 債券を購入した。 また、定期的に現価を 確認し、売却できる時 期を確認した。	30億円で債券の運用 を行った。	地方偏等債券による資金運用	30億円で債券の運用 を行い、債券の売却及 び新規の購入は行って いないが、保有債券の 利息収入による運用収 益を得た。	1009	運用期間を長期とする 債券を保有することに たり、高金利で運用を 行い、運用を 行い、運用の金の確保 に努め、令和2年度では 6.799千円、令和3年度 では8.591千円、今和3年度 収益を得た。 また、保有債券情報を定 期的に整理・分析を を行った。	3 0億円で債券の運用 を行い、債券の売却及 び新規の購入は行って いないが、保有債券の 利息収入による運用収 益を得た。	利息収入以外の売却益 を得るためには、時価 評価額を適時把握する 必要がある。 購入時より債券利息が 上昇し続けていること から、保有債券の価格 が下落しており、現状 では売却損が出る。	B まずまず成果を られた

具体的取組	目標	重点	方針	取租責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度		T.	
No 名	称			E N			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具件的な単組の状況)	年 度 末 実 續 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 値 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	鉄塩・同種点	取組の総括評価
27 勃活F	対産の有 II	財扱運営の強化	歳入確保の推進	総務財政部長 財務課長	総務財政部財務課契約管財グループ	市が保有する普通財産 において草刈り等の雑 持管理経費が必要であ るため、その負担経減 のために貸付や不要な 財産について処分が必 要である。	普通財産の内、未利用 地の賃付等の有効活用 と不要な財産の売却を 行う。	普通財産の貸付・売却	公売により旧サカエ建設(土地・建物)を売却した。貸付(有償)については、土地10件、建物1件、建物1件、建物1件、産物1件の新規貸付を行った。	未利用地の貸付を行う とともに、山林及び建 物の新規貸付について た。また、旧市営住宅 跡地を普通財産に所管 替えするにあたり、関 係課と手続き等の協議 を行った。	未利用地の貸付、 不要財産の売却	民間事業者と協議を経 て、新たに「関ふるさ と特権加工所」の貸し 付け等を行った。ま た、市営住宅跡等の未 利用地活用について、 庁内検討委員会を開催 し、情報共有を図っ た。。	50%	普通財産として管理する未利用地や空き施設 を公募等により売却、 貸し付けることによ り、維持管理経費の軽 減や財源確保につな がった。	(令和2年度) 売却:6件(23,308千円) 資付:40件(5,446千円) (令和3年度) 売却:9件(5,443千円) 資付:36件(5,343千円) (令和4年度) 売却:7件(13,271千円) 資付:35件(5,310千円)	未利用地の売却につい では、境界確定や既設 配管の撤去等の手続き に費用や時間を要する ケースが多い。	B まずまず成果を得られた
28 特別(所の)	敬収事業 Ⅱ	財政運営の強化	歳入確保の推進	総務財政部長 税務課長	総務財政部税務課市民税グループ	地方根法第321条の 3 給与所得に係る個人 収の規定により、所得 板の現実性により、所得 を事業所は、能与支払 の際、市・県民税の特別徴収を しなければないこととされてい もこととされてい ることから発表の を関していることがも残骸の を図る必要がある。	現在、従業員3人以上 の事業所は原則特別徴 収表務者として指定し ているが、今後も指定 の継続を行うとともに 従業員2人以の事業 所への拡大検討を行う。	従業員2人以 上の事業所へ の特別徴収義 務者指定	・従業員3人以上の事業 所への特別徴収義務の 指列徴収表の徹底を行っ た。 ・従業員2人以上の事業 所への拡大検討を行 い、普通徴収への切替 理由の基準を改正し、 特別徴収義務を拡大し た。	を県下統一の要件と整合させるため、特別徴収義務者の指定を従業	・従業員 2 人以上 の事業所への特別 徴収養務の指定及 び徹底	原則、従業員2人以上 の事業所に対して特別 徴収義務者とすること で、県下統一要件で特 別徴収義券者の指定を 行うことができたが、 特別徴収の割合は令和 3年度比04ポイントの 減となった。	100%	普通微収への切替理由を集 下状ーの実件と整合させる 万定を従業員之比の事業 所をした結果、給与所得名 所をした結果、総与所得名 に係る特別限の割合は、 令和2年度89.2%、令和3年 度90.5%、令和4年度90.1% 通の要因としては、特別領 成の要因としては、特別領 の連絡を制度を提供しているが、中途過費や短期 通過限収に変更となる場合も 通過限収に変更となる場合も あることから年度によって いる。	従業員2人以上の事業 所への特別徴収養務者 指定を行った。 令和2年度特別徴収指 定事業所数 4,548事業 所 令和3年度特別徴収指 定事業所数 4,384事業 所	特に小規模事業者に対 して、今後も継続して 制度の周知と義務の徹 底を図っていく必要が ある。	A 十分な成果が得ら れた
市税 29 分)(の向。	D収納率 II	財政運営の強 化	歳入確保の推進	総務財政部長 税務課長	総務財政部税務課収納対策グループ	県内トップクラスの収 納率を目指し、約付者 の収納意識の向上や納 付環境の整備・一層行 い、収納率の向上に向 けて取り組む必要性が ある。	県内トップクラスの収 納率に向け、加速する キャッシュレス決済な との社会経済情勢の変 で整備や、納付者の環境 頭向上に向けた取り組 みを実施する。		4月1日よりスマート フォンアプリ収納を開 始し、広報紙に掲載す。 クレジッル収納につい で検討し、令和4年。 現 年収納率に関しては、新型コロナウイルス感 染症の経済への影響な どから、97.97% となった。	レジット収納事業者を 変更するため、収納シ ステム事業者とも協議 を行い、システム改修 などの具体的な作業内 容を決定した。現年収	たな収納方法の検	現年度収納率は前年度 を越える水準であり、 調調に推移している。 令和5年度から導入する 地方税統一QRコードを 使って納付するシステ ムの改修を行った。	100%	口座振台、水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の	収納率:99.31%	今後も収納率の向上に 向け、納税者の納付意 譲の向上や納付忘れと て、他音楽を送けする 等早期着手に努める。 また、令和5年度よりで 約代が可能となるた め、今までの検証が必要とな る。	A 十分な成果が得ら れた
30 市の行正管理	病権の適 II	財政運営の強化	歳入確保の推進	総務財政部長 税務課長		債権回収の根拠となる 法律が異なるため、税 の滞納整理手法をその まま用いることが存き 可能しいが、別放の確全 化を進めるうえて、管理 に努めな例なの確保を適本の による収入の確保をする ことは必要である。	私債権対策会議(年3 回)、滞納整理機動班会 議(年3回)、滞納処分等 判定委員会(毎月を実施 し、担当課の滞納整理 大災の情報交換及び滞 納整理方針等の検討を 行う。	検討結果に基 づき、市の債 権の適正管理		それぞれの会議の在り 方を見直し、私債権対 策会議を私債権部会 は、滞納整理機動班会 議を公債権部会とし、 滞納処分等判定委員会 の下部組織として位置 くまでは、 会議を開催した。	私債権部会(年4回)、公債権部会 (年回)、滞納処分 等判定委員会(年4回)の開催	左記の会議について、 予定回数を実施し、担 当部局での滞納整理状 現の情報提供、困難案 保の滞納整理状 見の情報を持む確 認・検討を行った。	100%	個別の会議であった私 債権対策の会議であった私 債権対策の会議の下れ私債 機力制度会議の下れ私債 権部会(年4回)とした。各部会で開催、企した。各部会で開議ではり、他 機能等会(年4回)とした。各部会で関議ではり、は、他 制になり、情報提生判判を が明れた。以、情報、主と執 が明れた。として、 滞納整理することで、 滞納整理することで、 滞納整理することで、 滞納整理するので、 一般である。	私債権部会(年4 回)、公債権部会(年4 回)、滞納処分等判定 委員会(年4回)の開催	各々の債権について、 引き続き徴収を行うも のと徴収停止や債権放 棄を行うものの精査が 必要である。	A 十分な成果が得ら れた

体的取組	目標	1	点方針	取組責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			-
lo 名	咻			E				取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 額(具体的な単位の状況)	年 度 末 実 續 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 奏 額 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和 4 年度末)	保道・問題点	取組の総括評価
31 者負担	5等利用 3金(現 の収納 I)上	財政運営の強化	6 進	の推 健康福祉部長	子ども未来課長	健康福祉部子 ども未来課子 ども総務グ ループ	効児教育・保育の無償 化がスタートし、3歳 以上児の利用者負担金 が無償となるなど、被 知償をなるなど、減少 しているが、引き続 き、適切な徴収対策が 必要である。	適切な滞納者への納付 動族等の対策を行い、 現年分の収納率向上を 図る。	収納率:9 9.80%	微収年間計画に基づき、滞納者への適切な 納付動設等の対策を調向 上に取り組んだ。(収 納率:99.16%)	微収年間計画に基づき、滞納者への適切な 熱付動設等の対策を調 に、現年分の収納 上に取り組んだ。(収 納率:99,23%)	収納率向上に向けた取組	微収年間計画に基づき、滞納者への適切な 診付勤労等の対策を誘 現等のの政幹率目 標達成に向けた取り組 みを行った。	759	督促状、催告書の送付 の整続や、窓口や電話 での口頭催促などに加分 人、児童手当の選手当の選手を未納分 人を当することにより、収 納率の向上につながっ ているものの、目標指 標に掲げた収納率の達 成は図難な見込みであ る。	収納率: 99, 35%	来納客に対しては、催 信書の送付等と供 の で、児童手当を未納分 へ充当する同意書を送 付することにより、収 が、目標指標の造広ながった。 でには至らなかった。 今後も、末納者が納付 できない理由を分析 し、効果的な納付動。 がある。	A 十分な成果が得 れた
32 企業立進	北地の推 Ⅱ	財政運営の強化	6歲入確保	の推 産業環境部長	& 商工観光課長	産業環境部商 工観光課商工 業振興グルー ブ	県内本線が開通した新 名神高速道路など高速 道路が結節する利使な 文連アクセス、まらな ビリニア駅の速地環境に ど、本市の立地球境に ら後、さられ、引き禁 ち、既存企業及び亀山 たのな援及び亀山 地等への企業誘致を進 める必要がある。	企業情報等の把握に努め、企業立地優遇制度 め、企業立地優遇制度 のPR等を積極的に実 施し、企業誘致活動を 進山・関テクノヒルズ 新分譲地10区画については、今和元年度末 時点で、8区画にの残2 区画への企業誘致を推 進する。	亀山・関テク ノヒルズ新分 譲地10区画 完売	亀山・関テクノヒルズ に進出した2社に対 し、奨励措置指定事業 また、県や産業団地開発 主体等と連携し、産業 振頻奨励制度をPRし 素質製励制度をPRし 誘致活動を図った。	県や産業団地開発主体 等と選携し、産業振興 奨励制度をPRしなが ら、企業誘致活動を3 年度末で終了する同間 度の改正に向け検証を 行った。さら同氏。新に向 け、水運用調査を実施 した。	企業情報の把握や 新大な企業立地優 遇制度の P R 及び 実施	本市な発生を 本市な発生を 本市な発生を が表現する。 での強力した。 での強力した。 での強力した。 での強力を での強力を でのである。 でのであるが、 でのである。 でのであるが、 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でのである。 でいるであるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるである。 でいるであるである。 でいるであるである。 でいるであるである。 でいるであるであるである。 でいるであるであるである。 でいるであるである。 でいるでは、	1009	本市の地理的優位性や 適生海が結節する交 通アクセスの泉産業振興 挺動制度を積極的に産 緩みに加え、産業振興 挺動制度を積極的に厚 を の誘致に努めた結 果、民間産業団地「亀 山 両チクノサルズ」 つち新分線やにおい ては、竣工後わずか4 年での早期完売となっ た。	新分譲地10区画のう ち、誘致企業数:7社	新分譲地10区画のう ち誘致件数は7社であるが、既に接業済みは 3社であり、残る4社 の接案に向けた支援が 必要である。	A 十分な成果が得 れた
33 等に係	周査事業 系る補助 計源の確	財政運営の強 化	6 歲入確保進	の推建設部長	土木課長	建設部土木課用地グループ	令和元年度において、 地籍調査事業での高い 内示率の補助が受けら れないなど、国県の補 助金制度の変更に、 財産確保が減少し てきている。	主要事業である地籍調査事業で扱めい道路後 退用地整備事業の国・県の補助金制度の変更 等の動きを敏速にとら 金制度を選択すること により、財源確保に努 める。	有利な補助金等の活用	令和元年度に配分率の 低い負担金 (3, 90 6千円) に変更された ことから、県への増額 要望の結果、 の高い交付金 (12, 153千円) が認めら れ、補助率が大幅に増 加した。	補助金の追加交付を得 られたが、事業規模拡 大により事業費の全額 執行が年度内に執行が できず、翌年度へ繰越 しとなった。	より有利な補助金制度利用の検討	を進めている。 昨年度からの繰越し分 に加えて、今年度の社 会資本整備円滑化地箱 整備交付金 (防安交付金 金)による補助を受け ることができ、十分な 財源が確保できた。	1009	基幹事業である狭ちい 連路後退用地整備事業 と併せて地輔調査を行 うことで、内示率の高 6 い社会資本整備円滑化 地精整備交付金 D、財 灰付金)を活用し、財 源を確保することがで きた。	内示率の高い補助金 (交付金) を活用する ことができた 令和2年度: 交付金 令和3年度: 交付金 令和4年度: 交付金	地輸調査事業は、狭あ い道路後退用地整備事 業を社総金 (筋安交付 金)の基幹事業として いるため、狭あい事業 と連携して補助メ ニューに合った事業内 容とする必要がある。	A 十分な成果が得 れた
公営市料 使用料 分)の の向上	以 以 以 以 以 的 以 的 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	財政運営の強化	6 進	の推建設部長	建築住宅課長	建設部建築住宅課住まい推進グループ	市営住宅は、低額所得 者、高齢者、障がい者 などの住宅確保要配慮 者に対し供給してお り、低所得で生活に因 関している状況の意識 の向上を図り、収納部率 の向上に向けて取り組 む必要がある。	督促状、催告書の送付 の継続や各戸訪問な と、また、分割支払い など集飲な対応はよ り、収納率の向上を図 る。	収納率: 97.00%	納率であり、今年度に	Q 定期的に、滞納者へ督 促状、催告書の送付、 及 各戸訪問を行い納付相 談や指導を行った。	収納率向上に向けた取組の継続	市営住宅入居者に新た な滞納が生じた事によ り収納率は低下した が、納付誓約等による の管理や、高砂鉄、催 告書の送付、臨戸訪問 数を増やし納付相談を 行うなど収納率向上に 努めた。	1009	督促状、催告書の送付 の難録や各戸訪問など の取組を行った。ま た、納付租間におい に、生活に困窮してい う世帯については分割 支払いなどまかな対応 を行い、収納率の向上 を図った。	令和4年度末の市営住宅 使用料の現年収納率は 95.54%となり、目標指標である97.00%には 1.46%属かなかった。	市営住宅使用料を3月以上 注溯的したときは市営 住宅条例の規定に基づ き市営住宅の明渡しを 請求することができる が、市営住宅は低額所 得者などの住宅確保要 取慮者に対して供給り 支払いなどにより滞納 類を増加させないよう 要がある。 要がある。	B まずまず成果を られた

-	的取租		目標	重点方針	平度取組実績及び前期実施 取銀責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名	咻			E N			取組内容 (R2-R4)		年度末実績(具件的な取集の状況)	年度末実績(具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	鉄道・問道点	取組の総括評価
35	- 医業末 一 微収対	:収金の 策	財政運営の強化	歳入確保の推 6 進	地域医療部長 病院総務課	医療センター地域医療部病院総務課医事グループ	いて、従来は委託対象 としていなかった案件 も委託対象とするなど の検討が必要である。		双約率:9 0.00%	未納者に対して支払い を促す文書を送付する とともに、顧問弁護士 に回収業務を引き続き 減少に努めた結果、約 80%の収納率を達成 した。	未勤者に対し、積極的 に医療費のお知ら使む 送付し、支払いを促し た。また、感染防止の ため後日支払いとして いる運用方法の検証を 行うとともに、顕配する 裏仕の検討を行った。	顧問弁護士に回収 を委託する未収金 の対象範囲の検討 及び見直し	未勤者に対し、積極的 送付し、窓口における 支払督促も行い、支払 いを促した。また、下 回収委託を行っていな かった翌年度分の末間 養性に回収委託を行っていな かった現年度のの末間 大概値的な処理を行い、積極的な回収を行うことで、収収納率9 3%の遺成に労働かかが、81.58%に留輩らな かった。	75%	来収金便回収についる で、積穫的な取組みを 行ってきたが、計画期間内での目をを 対したが、発達なかった。 そ コロカー 対したが、発達なが、後 来からな理由等ではかしして、4年度には少まで 度をはない収的ではか収に回いる。 年度には少まで 度末収金の対策なより過でして、4年度には少まで 度末収金の対策な出に回収 である。 年度にないでも観問弁護率はいても観問弁護率はに回い の日標準度なに努めた。 の日標準度なに努めた。	収納率:81,58%	未納者に対し、医療費のお知らせの返付的に 以り組みを積極的に により過年度未収金が 増加しているた。また 、	B まずまず成果を得 られた
36	統一的 6 による 会計の	0,,,	財政運営の強 Ⅱ 化	7 歳出の節減・ 変点化	総務財政部長 財務課長	総務財政部財務課財政グループ	総務省から地方公共団体に対して、平成29 体に対して、平成29 構されていた統一的な 基準による財務書類に ついては、平成30年 仮今まで既に作成して いるが、この財務書類 を今後の予算編成に活 用していく必要があ ス	作成した財務書類の分 析を行い、将来負担等 を明らかにしたうえで 予算編成に活用する。		統一的な基準による財 務審報を活用すること で、将来負担等の比率 の分析を行った。	統一的な基準による財 務書類を用いて得られ る指標を分析し、類似 団体との比較を行っ た。	財務書類の分析と 予算編成への活用	統一的な基準による財 務書類を用いて得られ る指標を分析し、類似 団体との比較を行っ た。	100%	令和3年度決算の指標 を分析することで、平 成29年からの5年分 の情報となりがができた。	統一的な基準による財 務書類を用いて得られ る指標を分析し、類似 団体との比較を行っ た。	令和4年度から農業集 落排水物別会計が企業 会計となることから、 改めて財務書類の作成 の整理が必要である。 また、固定資産台帳の 精度を高め、財務書類 に反映させる必要があ る。	B まずまず成果を得 られた
3:	公共料 払一元 討	1金の支 6化の検	財政運営の強 化	7 歳出の節減・ 重点化	会計管理者 一	会計課出納グループ	公共料金の支払い方法算 について、事業別子して のため各課で執行け課へ 回付し支払を行っ起来 自付し支払を行の起票、 を が会計課での審査。 た、支払い後の伝明を 理や領での会計事務の会計 理や領での会計事務の	公共料金明細のデータ を財務会計システムに 取り込み、1つの部署 で一括起票して支払う ことによる事務の効率 化を検討する。	公共料金の支払一元化の方向性を決定	現在使用している財務 会計システムの次回更 新か会和4年10月で あることから、令和3 年中に事務フローの確 認と併せ部署の検討を 行うこととした。	現在使用している財務 会計システムの次回更 新か令和5年10月ま で延長されるため、令 和4年度に事務フロー の確認を行うこととし た。	財務会計システム	各種公共料金の件数等 を把握と予算化に反映 させるため、令和4年 8月1月分の公共料金 について、種別、件 数、金額等の洗い出し を行い、令和5年度か らの実施に向けた具体 的なスケジュールを確 立した。	75%	各種公共料金の件数等 を把握し予算化に反映 させるため、令和4年 8月1月分の公共料金 について、種別、件 数、金額等の洗い出し を行い、令和5年度か らの実施に向けた具体 的なスケジュールを確 立した。	公共料金の支払方法の 一元化について、令和 方を使からの実施に向 けた具体的なスケ ジュールを確認し、方 向性を決定することが できた。	検討段階においては特 に問題はないが、導入 後の公共料金の支払に ついて、一括起票を行 う部署や新規及び解約 分について、犯握する 方法を検討する必要が ある。	B まずまず成果を得 られた
38	地域特割 組等事 直し	産品発	財政運営の強化	7 競出の節減・	產業環境部長 商工観光課	辰 工観光課	「地域特産品発掘等事業」は、新たな地域特産品となる農産物の発掘、育成等の事業を行う者に対し、地域特産品の発掘、育成及び生	産業振興の親点から、 地域特産品発掘等事業 産物における特産品産活 店における特産品産活 店における特産品が 店における特産品が 店における特産品が までの一連の支加を 選挙する。 「カンド推進協議員の ブランド推進協議員の グランド放立し、市独自の カ、その認定によしめ、 オートリア・カを高いつな がる環境を整える。 かる環境を整える。 かる環境を整える。		亀山市地域プランド推 進路議会を設立し、地 域プランド創出事業の 推進体制を整えた。ま た、地域プランド」と し、令和3年度のプラ ンド設定事業の準備を 進めた。	亀山ブランド認定事業 者 認定品の募集を行い、10事業者17品 日を選定した。また、 広報やHPだけでなく、新聞やラジオ寺に より広くPRに努め た。さらに、全国限東 で開催される催事への 出展する。	検証及び見直し	新たに8社17品目を認定 して質信及び関係自 治体等のPRイベントに おいて、亀山ブランド を含む地元産品のPR順 売を行うことで、本市 の魅力を発信した。ま た、百貨店と連携して 特部品の発搬、・ 医重素 農業協同組合と協働して 電仙茶ペットボトル を復活させた。	100%	亀山ブランド認定品目 数は、17事業者で34名 日となり、イントライントライン で事業者や新たに設置 した亀山ブランドフォ ロワーなどが一たことに よって、本市の総力を はって、Rにしたことに よって、本様の的に発信 するすると、百貨ペンで、 連携や亀山茶と更なとに より、大いの復活など更なとに より、中で、アラット がり、中で、アラット がの上につながった。	産業振興の観点から、これまでの地域特産品 発掘等事業の在り方を 見直し、亀山ブランド が一体となって市の魅力をPRすることでは、 をPRすることでは、 産産数、販売・効率的 に繋がる事業とした。	市外、県外はもとより 市民の設知度もまだま だ低い状況でンドト から、ブンドトの上させて百分 ランドを発展しませて百分 活等との連続によせて百分 たな特度品が見が見がして 定品の居き上げを行り Rイベントに戦参的な情 報発信を行うことが必 要である。	A 十分な成果が得ら れた

体的取組	目標	1 11.	(方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	T	r	令和2~4年度	ı	T.	T
lo 4	*			E N			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的を取組の状況)	年 度 末 実 額 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	鉄道・問題点	取組の総括評価
## (健康保険 現年分) 納率の向	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	市民文化都長 市民課長	民課国民健康	国民健康保険事業特別 会計の健全な運営のた め、「重県国民健康 保険運営方針」で設定 されている国民健康保 接続、現年の通成に向け て、収納率の適広に向け て、収納率の向上に取 り組む必要がある。	年間微収計画に基づく 収納率向上の取組を実 施することにより、目 標収納率の達成に努め る。	目標収納率 (県運営方 針)の達成	納期内に国保税を納め なかった者に対して、 管保状を発送するとと もに、資格取得手続き 時の窓口や納税通知書 免送時に口座振替動展 を行い、収納率の向上 に努めた。	未納者に対して、督促 状を免送するととも に、資格取得手続き時 の窓口や納税通知書及 行い、収納率の向上に 努めた。また、催告書 を回封し収納率向上を 図った。	日標収納率(県連営方針)の達成に向けた収納率向上の取組	令和4年度から微不原 移を収納対策Gへ一元化 、財産調査、滞納処 ・財産調査、滞納処 ・財産調査、滞納を管 等を行い収納率の向上 に努めた。 また、資格重複者 (他の保険と亀山市国 民健康保険に加入者) 、内文書を送付か到間を に対か到面を観 に変めた。 は、未納分調定額 によい、未納分調定額 に姿勢めた。	1009	県連営方針の目標収 納率連続に向け、年間 税収計画に基づき収納 率向した多めた。ま た、令和4年度から市 もにおける収納部門を一 元化し国保証とより、現 4年分別納率が昨年度よ り0.4ポイント上昇し た。	県運営方針の目標収納 率:96,45% 現年分収納率:94,15%	県運営方針の目標収 納率達成のため、更に 市の収齢部門と連携し 国級税徴収に取り組む 必要がある。	B まずまず成果を作 られた
	健康保険 適正な負	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	市民文化部長 市民課長	市民文化部市民課国民健康保険グループ	国民健康保険事業を持 統的に運営するため、 被保険者の高齢化や医 療の高度化による医療 給付等の増加に対し て、国民健康保険税の 運在な負担を検討する 必要がある。	毎年底、県が示す国民 健康保険事業納付金及 び標準税率と現行税率 との比較を行い、税率 改正の必要性を検討す る。	国民健康保険 税の適正な負 担運営	国民健康保険事業納付 金及び標準税率と現行 税率との比較検討し予 算編成に取り組んだ。	国民健康保険事業納付 金及び標準税率と現行 税率との比較検討し予 算編成に取り組み国保 財政の適正な運営に努 めた。	県が示す次年度の 国民健康保険事業 納付金及び標準税 率と現行税率との 比較検討	国民健康保険事業的 付金及び標準税率の推 参を検証した。また、 令和6年度から激変緩和 指置が無くなることの 影響も考慮し税率改立 応続会に提出し協議を 行った。	1009	県州示す国民健康保 険事業納付金及び標準 税率と現行機率との比 較をし税率改正の必要 性を検討した。その時財 扱の安定の語ができ ており、国民健康保険 事業当営基金を積立す ることができた。	税の適正な負担の面からも、税率改正の必要性の検討をし、現行税率を維持することにより、国保財政の安定的な運営を図った。	令和6年度から激変緩 和措置が無くなること から税率改正検討の必 要があるが国民健康保 険被保険者は、退職者 や年金生活者が多く所 得水準が低いなど国保 財故の構造的課題があ り税率改正は慎重に行 う必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
計画	タヘルス に基づく 川	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	市民文化部長 市民課長	市民文化部市 民課国民健康 保険グループ	国民健康保険事業の健 な運営のため、平成 30年3月に策定した 第2期データヘルス計 画に基づき、被保険社 した場合である。 たにより医療費適を目的に ことにより医療費の適 ことにより医療費の適 る。	第2期データヘルス計 画で取り組むこととし ている特定健診未受診 者質策やジェネリック 医療側の利用促進など の保健事業を実施し、 医療費の適正化に努め る。	特定健診受診 率:65%、 ジェネリック 医薬品数量 シェア:8 0%(R5年 度)	特定健康診査の受診率 及び特定保健指導の利 用率向上に向けて、文 行ったが、コールセン ターによる電話での勧 メール・シール・シール・ス 感染症の影響により 実施できなかった。	村本座が文郎平守いげ、大書及び コールセンターでとも に気になっている。 診動類等を行うととも に、年齢別制起布した。 また、職場等を行きとも また、職場等を行きといる。 オカードを贈呈するインセンティブを関連を図った。 ジェネリックと医しては特別のでは、 がり変を必ずしている等に 対している。 対している。 対している。 がのより、 がのまり、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのより、 がのまり、 はり、 はり、 はり、 はり、 はり、 はり、 はり、 は	第2期データヘル ス計画に基づく保 健事業の実施 ・特定健診未受診 者対策	特定健診受診率等の向上 に同時、令和3年度の特定 健康診及の自己発生金は、 ・	1009	様々な方法で特定健康診 室の受診事及び特定保健指 場の利用率の向上に取り起 来が直の受診率が2.5ポイント上昇した。 5 ジェネリック医薬品利用 促進については被保険者が を送付する際については被保券者が とが付する際に、利用 促進を図るとともに、利用 発達過程を送付しシェア率 30%を達成した。	特定健診受診率: 40.0%、 ジェネリック医薬品数量 シェア: 82.4%	40~59歳までの働き盛り 世代の受診率が高齢者と比 較し低い傾向にある。特定 健康診査の重要性をナップ 開知等を更に行う必要があ る。また、医療機関に遺院中 で特定健診を受診されない 定期的な特定健診の受診が 生活習前の年期発見など 受診動更方法を検討する必 要がある。	まずまず成果を得ら た
	事業の健 つ安定的 II 営	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	上下水道部長 上水道課界	上下水道部上 水道課上水道 管理グルー ブ、上水道工 務グループ	給水人口の減少ととも に水道使用量が減少し ていく中で、事業経営 の根幹をなす水道料金 収入を確保しいく必 要がある。また、水道 管の老朽化とともに増 かまの地中の漏水は、 発見が難しいため地表 に漏出してから修繕す る場合が多いが、早期 発見・早期後により を見・早期後により 必要がある。	督保、催告、戸別訪問、停水等による未納 料金削減に取り組むとともに、適正な水道を 全を検証を行う。 また、年次計ににより 源水調査を行い、早期 発見、早期修繕に取り 等ともに、方法に の繁分対応方法のの が表現たの 表表記を含め検討する。	健全経営の強 化	・曾促・催告状の送者 付、戸別訪問、滞納者 への給水停止により、 未納料金の削減に取り 組んだ。 ・第1 水源区域の漏水 調査業務委託を実施 し、温水や昇発見に 努めた。 ・温水等対応について は、他市への情報収集 を行った。	・督促・催告状等の送 付、滞納者への絵水停 止による個別訪問によ 取り組みだ。 ・第4水源区域の漏水 調査業務委託を実施 調査業務委託を実施 努めた。	·訪問徵収、停水等の取組 ·適正な水道料金 の検証 ·義5水源・野登水 源地区漏水調査	・滞納者への督促及び 催告状の送付、停水実 りま納料金の削減に取 り組んだ。 ・新水道ビジョンの進 歩状況の検証を行った 結果、実施事業及び射 政状況は概和順調に返 た。 ・第5 水源・野登水源 区域・野歌・野の 軍施し、漏水の早 開発見に努めた。	1009	・督促・催告状等の送 付、滞納者への給水停 止による個別訪問の取 り組みで、収納率が一 定水準で維持され、健 全経営の強化に努め ・牛次計画に基づき、 区域的に漏水調査を完 成し、漏水箇所の早期 修繕により、有収率の 向上に努めた。	督促状発送:9,924件 催告状発送:4,796件 訪問:277回 停火執行:81件 収納率:99.46% 有収率:89.7%	・水道料金収納率向上 を目指すにあたり、智 侵及び催告を行うに も、業務を制が限られ ていることから、人員 動置の過正化が必要で ある。 ・漏水調査を行うこと により漏水への早期対 応は確立しているの り見えない所で偶発 的に発生して、の収率に 目立った向上が見られ ない。	B まずまず成果を作 られた

体的取組	目標	11	(方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No 名	咻			E N			取組内容 (R2-R4)		年度末実績(具体的な取扱の状況)	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
	5設の適 産管理 Ⅱ	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	上下水道部長 上水道課長	上下水道部上 水道課上水道 工務グループ	平成30年12月の水 道波成正により、老朽 化等に起因する事故の 防止と安全な水の安定 供給のため、水道事業 程本的に受験等の維持を で行っこと、設備の諸元を詳細 に振顔と存むがに施 が、設備の諸元を詳細 に振顔と有れる年9月ま けられた。	水道施設の適切な維持 管理と計画的な更新の 基礎とするため、今記 法施行規則に定められ た水道施設台帳の整備 を行い、電子情報化に 取り組む。	水道施設台帳の整備	令和2年8月28日に 水道施設台帳作成業務 委託(2ヶ年契約)の 契約締結を行った。ま た、貸与した資料及び データから必要な資料 リング登録を行い、令 相3年度の後続作業が 円滑に進むよう整理を 行った。	昨年度から引き続き業 務を行い、水道施設 (施設・管路) におけ る基礎情報の電子化を 図り、令和3年度に完 成した。	水道施設台帳の整備	令和3年度に業務は完 了したが、適正に運用 を行っていくため、更 新作業を行なった。	100%	令和2年度から令和3 4年度にかけて水道施設 台帳を整備した。	水道施設台帳の適切な 運用を図るため、変更 があった水道施設につ いて、データ更新を 行った。	水道施設台帳の適切な 運用を図るため、記載 運用を図るため、記載 合は、水道施設データ の更新を継続的に行っ ていく必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
事業の	送落排水 健全か 川	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	上下水道部長 下水道課長	上下水道部下 水道課下水道 管理グルー ブ、下水道工 務グループ	農業集落排水事業の経 営の健全化を図るため に、施設の適切な機能 保全とライフサイクル コストを低減し、計画 的な更新を行うことで 費用の平準化を図り、	農業集落排水事業の経 質の計画性・透明性の向上を図るために、令 和元年度に策定予定の 最悪を偏構想に基づき、施設を計画的に更 がいたとともに、 令和5年度までに企業 を計る場合では、 使用料収納な可能とし、 使用料収納な可能な可能な経 営を目指す。	経常基盤の強 化	最適整備構想に基づき策機能強化事業計画の態度を行い新年度と協落排列に向け、東美計画の事業議を水事に向けて行うにの整備を対したのを確認を対している。戸別では、戸別では、戸別では、戸別では、戸別では、戸別では、戸別では、戸別では、	機能強化事業計画に基 才、整備執行に向けた 等和3年度分の工事発 注を行った。 農業業落排水事業の企 業会計場入に向けた場合を完 で成立を決した場合を完 が立った。 滞動を一を表 を行った。 滞動を一をで がしている。 がしている。 では、 がしている。 では、 がしている。 では、 がしている。 では、 がしている。 では、 がしている。 がしている。 では、 がしている。 がしる。 がしる。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がしている。 がした。 がしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はしている。 はし	・事業計画に基づく整備執行・企業会計導入に向けた条例改正	事業計算に基づま。令和3 申業計画に基づま。令和3 中度に引き続き、后、1 用別 中度に引き続きに、自用的 である近法表地区の機能性か し、新型コロナ間壁によっ し、新型コロナ間壁に発生 し、新型コロナ間壁に発生 で機能の発生となった。 で機能の発生に発の発生を アし、令和4年4月1とこと が高数単単を形を導入したこと が高数数を比較可容と が高数数を比較可容さとができるよう になった。	1009	最適整備構想を基に策 定した機能強化事業計 面により、老朽化応災 更新工事を計し画的に実 施することがつきた。 企業会計を導入したこ となり、使用料収納など 財源の確保に努め、持 続可能な経営に取り組 んだ。	取組成果にあるように 経営基盤を強化した。	機能強化対策工事について、新型コロナ関連による工場稼働状況の果化などがらられている。 悪化などがららばして発生しているため、未成のでは、大切を対し、大切を対して、大切を対して、大力を対しないが、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対しないが、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対しないが、大力を対して、大力を対して、大力を対しないがないがないがないが、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対して、大力を対しないないが、大力を対しないないないが、大力を対しないないないないが、大力を対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	A 十分な成果が得ら れた
業の倒	・水道事 全全かつ 開	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	上下水道部長 下水道課長	上下水道部下 水道課下水道 管理グルー ブ、下水道工 務グループ	直しが求められていること から、亀山市公共下水運事 無計画を見起し、効率的な 整備を行っていく必要があ る。 また、併せて下水道への接 接便進及が使用料収入など 質戦略を見高すことで経営 の健全化を図っていく必要 がある。	未普及地域を対象に検 討し効率的な整備を行 うとともに、下水道へ の接続促進及び使用料 収入の確保に向け取り 組む。また、併せて経 営戦略を見直し持続可	経営基盤の強化	効果的かつ適正な汚水 処理を実施するため、 生活排水処理アクショ直 い 薬務を行った。戸別の 変形を行った。戸別の 際を行った促進の小学 4年生を対解が高いで、 本で、 本で、 本で、 が開い、 が開い、 でで、 が関い、 でで、 が関い、 でで、 が関い、 でで、 が関い、 でで、 が関い、 でで、 が関い、 のい、 でで、 が関い、 のい、 でで、 が関い、 のい、 でで、 がは、 がは、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい、 がい	未接続者に対し文書に より接続促進の啓発を 行った。また、次世代	・事業計画に基づく整備執行 ・接続促進の取組 ・使用利収入確保 への取組	公共下水道事業計画に 基づ域の詳細と大事業 実施するともによる 東路もともによる 和3年度に引き続き。 和3年度に引き続き。 和3年度に引き続き。 は続きないが、連整 接続するとともに、 は続きないが、 はいまして 大事をでをして 共知を行を促せ、 まさい。 まさい。 まさい。 まさい。 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、 はい、	1009	公共下水道事業計画の 変更事業計画を策定 し、効率的な下水道整 傷を囚った。 下水道への接続促進及 び使用料収納など財源 の確保に努め、持続可能な経営に取り組ん だ。	取組成果にあるように 経営基盤を強化した。	今後の未普及地域において、計画的に公共下 水道計画に推進している。 である。また、普及率 向上に向けて、説明会 等を開催し地域性足深め である。の理解をとなっている。 大口減少に伴かや説設の を増す中にあって、 を増す中にあって、 施設の更難知する。 で、施設の更難知する。 とが見込まれる。	A 十分な成果が得ら れた
公会計	合食費の ・化と円 ・形の執	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	教育部長 教育総務課	務局教育総務	文部科学省が、教職員 の業務負担を軽減する ともに長時間動務の 総減を図るため、地方 公共団体における学校 指している。 本市は、この状況を監 本市は、この状況を監 体給食費の公会とし、その 事職を行う必要がある。 な事務を行う必要がある。	公会計化に向けて例規 整備、給食費徴収シス テム導入、食材納入業 者登録制度を創設す る。	給食費の公会 計化の実施	例規の整備と給食費システムの導入を完了するとともに必要事項を 定め、保護合知の場合を完了するとともに必要事項を 定め、保護合利知の必要 関係者への周用物資制 大楽者の登録を行った。			例規に基づき、給食費 徴収及び食材発注の事 務を行った。	1009	令和2年度中に導入準備を完了し、令和3年度から給食費の公会計 化セ実施、総食費の適会計 正な管理を行うとともに、学校における教職 員の業務負担を軽減す ることができた。	総食費の公会計化を完 了した。	教育委員会事務局にお ける学校給食費の賦課 徴収や食材の発注及び 支払毎に関する業務 学校給食費の滞納者に 対する音優等の業務が 増加した。	A 十分な成果が得ら れた

具件	的取組	目標		重点方針	取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名勒	:			E N			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 歳 (具件的な取扱の状況)	年 度 末 実 観 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	进步率	取組成果(輸括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	保道・同道点	取組の総括評価
4	経常収支比 100%及 医業収支比 88%の連	.び 率 II	財政運営の強化	特別会計・企 8 業会計等の経 営健全化	地域医療部長 病院総務課針	医療センター 地域医療部 長 病院総務ダ ループ	平成30年度決算においては、経常収支比率 が93.51%、医薬 9%であり、年々改善 しているが、一般会計 から法定外の補助金を 受けているとから、計画を 受けているで、一般のことから 計画とである。 が最区域地域を に基づいた病院連密収支 改善が必要である。		率:10	稼働率の高い地域包括 ケア病床を増床することで収益の変差回かま こまで、新型の影響の変差の た。また、新型のようでは、 により収益が落ち込むなか、国及び県の補助 全等を有効活用し、財政の安定に努めた結 果、経常収支比率が1 00.20%、医業収 支比率が87.19% となった。	急性期病棟と地域包括 ケア病棟の病床コント め、毎週ミーティング を開催し、稼働率、回 転率の向上に努め終料費 等を抑制するため、適 費の削減に努めた。	上 ・費用削減のため	利用ニーズの高い地域包括 ケア病床のコントロールを 適切に行い、病体を簡単の 動しを図ったが、身形外科の常動医外科の常動医外科の常動医外科の常動医の不在と をったため、整形外科の常動医の不能の をの受入れができなかった ことに伴い、病状を他単立し 令和3年度の26年23%と減少 し、医薬収益も減収となっ 一方で、機関的な新型型を デリカルの場補助金や変型と が増加したより医薬や成 特別であるが が増加したより医薬や、総 ・ 大変の使用が適加 が増加したより医薬・収 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、また、 が増加したと、 変できたことができた。	75%	地域包括ケア病床の増末と 透切な病床コントロールに よる病床整準率の向上等に より、医薬収益の増収に努 は目標と達成できたもの 動医在の影響を受け、医 取収益の程保に第重とした 対策・の数種のなが取り、 対策・の数種のなが取り、 が関かしていました。 は日標とでいました。 は日標とでいました。 は日標との当年度域の当年度域を より、医薬の当年度域の基本 計上、収支の当年度域の基本 よといできた。	経常収支比率:108.7% 医業収支比率:84.5%	前期期間中は、新型コロナ 感染拡大の影響などによ り、入院収益等の医療収益 が減少する化、行ったこと による場合を持ったこと による場合を持ったこと による場合を発生性を支流すら の収入は一時的なもつできたが、これつあ るため、アフターコロナを 見限えた医療の砂壁(が 必要である。そのために は、常勤医師の変差制の充実 を図る必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
4	公共施設等合管理計画推進		既成概念からの脱却	公有資産マネ 9 ジメントの推 進	総務財政部長 財務課長	総務財政部財 務課契約管財 グループ	本市では、旧亀山市、 旧間町のそれぞれが 「アルセット」で整備 してきた各公共施設を 引き継いだことかか。 類似施設を保有し直度な 負担を強いがる構造のが いよう、財政構造の市民化 公共施設、質の変の 化、二次年施設の でを投入。公共施設の を程え、公共施設の ネジメントを推進 いく必要がある。	公共施設等総合管理計 画及び公共建築物個別 施設計画の進捗管理を 行うとともに、随時計 画の見直しを行う。	計画に定めた進歩の推進	個別施設における具体 的な再編計画の内容や 施設整備に係る事業費 などの事項でついて計 画の見直を検討した。	公共施設等総合管理計画の見直しに当たり、 国から更請内容や今 後想定する施設整備事 案の位置付につい て、県や関係課と協議 を行った。	計画の進捗管理と見直し	県や関係課と協議を行 い、国からの計画見直 しに保る要請事項等の 一部について、計画を 修正した。	50%	公共施設等総合管理計 画の見直しにより、総 合的がつ計画的な施設 管理の推進につなが る。	公共施設総合管理計画 の一部修正。	各分野において、より 具体的な施設の再編計 画の策定が必要であ る。	C あまり成果を得ら れなかった
4	観光施設のり方の検討		既成概念からの脱却	公有資産マネ 9 ジメントの推 進	產業環境部長 商工観光課者	産業環境部商 正観光課観 光・地域プラ ンドグループ	観光施設として、関宿 内には、駐車場トレ した場交流施設・ま ちなみ交化センター等 があるが、施設の未利 用又は十分な活用が改 されずに存する施設が ある。 また、駐車場は観光パ スの往来で交通渋滞の 誘因となっている。	現在ある観光施設の在 切方を検討し、それぞ れの施設の有効利用を 図り、もって観光客の 利便性の向上に結び付 ける。	観光入込客数の増	足湯交流施設を亀山市 観光協会に目的外使用 許可し、観光案内機能 の充実を図るべく、関宿 内に新たに公衆無線し A N を設置した。まち A Nを設置した。まち オーカにが再公募案を作 成した。	関宿の中心地にある 「まちなみ文化セン ター」の事業者募集を 行った結果、3 社から、 あ事があり、居を決定 り1 店舗の入居を決定 した。また、関宿の公 業トイレの設置、観光 駐・イレの設置、観光 を行った。		「まちなみ文化セン ター」の事業者募集を 再度行い、選を決定し た。その結果まちなみ 文化センター2店舗共に 入居者が決定した施設の 修繕を随時行った。 バス、用観光駐車場に バス、用数の必要 性について検討を行った。	75%	・まちなみ文化セン ターにおいては、令和 4年度に2店舗が開業 したことで、観光入込 客数の増に寄与。 ・その他の観光施設の 修繕については、検討 の結果を予算に反映し た。	主要施設の観光入込客 数の増 R2年度183,001人 R3年度201,658人 R4年度207,428人	・令和4年度末に1店 舗が撤退したこと。 ・観光施設及び指定管理施設全体が老朽化し おり、計画的に大規模 な修繕を行う必要があ るため、大幅な予算増 が見込まれる。 ・今後、コロナ禍の状 況と旅行者の移動手段 を注視し、必要な駐車 場整備を検討していく こと。	B まずまず成果を得 られた
5	市営住宅の 廃合の推進	1111	既成概念から の脱却	公有資産マネ 9 ジメントの推 進	建設部長 建築住宅課戶	建設部建築住 を 宅課住まい推 進グループ	低額所得者、高齢者、 障が小者、外国人など の住宅確保要配慮者は レしているが、耐用年数 を超過し老朽化が進ん できており、需要に応 した民間賃貸住宅を活 要である。	民間賃貸住宅を活用し た市営住宅を確保し、 耐用年較を超過し老朽 化が進んできている市 営住宅入居者の住み居者の住み えを進め、用途廃止を 推進する。		令和2年10月に栄町 地内に、栄町北住宅と して8戸を借上げた。	民間活用市営住宅とし て、北町住宅8戸を借 上げた。また、老朽化 した和田住宅から、住 替えのための説明会や 個別相談を行った。	耐用年数が超過 し、老朽化が進ん でいる市営住宅入 居者の住替えの促 進と用途廃止	耐用年数を超過し老行 化した市営住宅(城 山、和田)の入居者の 住み替えを進め、それ ぞれ令和4年度末で残り 1戸となり、令和5年度 に住み替える自途と なった。	25%	民間賃貸住宅を活用した市営住宅については、計画年度内に16戸を確保し、耐用年数や 営住宅の人居も代したお付したみ替えを行うことができたため、用途廃止を促進することができた。	耐用年数を超過し老朽 化した市営住宅(城 山、和田)について は、令和5年度に住み替 える目途となったが、 計画年度内での用途廃 止には至らなかった。	耐用年数を超過し老朽 化した他の市営住宅か ら入服者の住み替えを 促進するためには、住 み替え用の民間賃貸住 宅を活用した市営住宅 の戸数をさらに確保し ていく必要がある。	C あまり成果を得ら れなかった

L体的取租	日初		重点方針	取租責任者	-	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No 名	称			Œ	100			取組内容 (R2-R4)		年度末実績(長年前な早年の长見)	年度末実績(具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進参考	取組成果(輸括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
51 消防団が 見直し	布設の Ⅲ	既成概念から の脱却		資産マネ アトの推 消防部長	消防総務課長	消防本部消防 総務連総務・ 消防団グルー ブ	消防団防防い はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま	消防団結所・消防車庫 については、老朽化に 伴う機能低下を防ぐた め、とともに域の状況や 少による地域を考慮し 人口減少による地域と 大型でも、対別団組織の 在り方も検討する中 で、再編も含めた施設 に行う。	消防団施設が 適切に整備・ 管理されてい る	消防団詰所・消防車庫 の老朽化に伴う機能低 下を防ぐため、消防可 筋膜炎予算内で小規模な 機能を進めた。また、 低次計算内で小規模な 機能を進めた。また、 化が推定を検討したうえ で、改修に要する費用 を予算化した。	消防団詰所・消防車庫 の老朽化に伴う機能低 下を防ぐため、部分的 な改修を行っため、部分的 経統的に施改の長寿の 化が推進を検討したうえ で、必要な費用を予算 で、必要な費用を予算 火増によった。また、地域の 実情により、子引きポ ンプ1台の運用を取りや めた。	- 長寿命化の推進 - 個々の施設の方 向性の検討	消防団結所・消防車車 の老朽化に伴う機能低 下を防ぐため、消防団 取決予算内で小規模な 修繕を進めた。また、 に施設の長寿命 化が推進できるよう命 化が推進できるよう。 で、改修に要する費用 を予算化した。	259	消防団越所・消防車庫 の老朽化に伴う機能低 下を防ぐため、継続的 に部分的な改修を代行 収、施設の長寿をたっ 図ることがで減少できた。一 地域の状況や活動の効 車性を考慮し、形面こと で、財政負担の軽減に も努めた。	継続的に部分的な改修 を行い、消防団詰所・ 消防車庫の長寿命化を 進めた。(5施設) 地域の状況や活動の効 率性を考慮し、施設を 廃止した。(2施設) 再編も含めた施設の更 新には至らなかった。	各分団の拠点となる施 設の長寿命化を推進す る必要があるほか、 個々の施設の方向性の 検討を進める必要があ る。	C あまり成果を得 れなかった
小学校7 52 施設の 検討		既成概念から の脱却		資産マネ 火トの推 教育部長	教育総務課長	教育委員会事 務局教育総務 課教育総務グ ループ	各小学校のプール施設 について、学校規模の 大小に関わらず、ろ過 を業で温水装置のメン チナンス並びほ上水費用料等、ショモ、新施設を長のでいる。 また、新施設を除きたが り、更新費用も増大傾 向にある。	市内小学校のブール施 設を統廃合し、民間も 含めて受け入れ可能な 施設を利用することを 検討する。	民間を含めた 他のプール施 設を1校以上 利用	受け入れ先施設と対象 校について、新型コロ サ電によりブール侵楽が 実施されなかったた め、具体的な検討がで きなかった。	ブール検廃合に向けて の施設の劣化状況の把 握、児童生徒数、ブー の洗い出しを行った。 結果、速やかな統廃合 ではなく、様々な調整 や調査を行う必る。 ると判断している。	前年度の試験運用 結果に基づき実施	施設の長寿命化計画 の策定について、委託 契約を行った。2か年事 業としてブールの会社 状況の把握に努め、今 後のブール在り方につ いての方向性について 検討を行っている段階 である。	501	施設の長寿命化計画 策定とともに、ブール を 施設の老朽化状況を把 握する。将来的に受け 入れ可能な同態設の 現状把握を実施した。	現に他施設のプール 利用にかかる実績はないが、施設の現状把握 内容を現在策定中の長 寿命化計画(R 5 云 5 反 5 反 5 反 5 で 2 と 5 と 5 で 2 と 5 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 2 で 3 で 3 で 3 で 3	民間受入れ施設が市 内に少なく、市内全児 童の受入れが困難であ る。 消防水利、災害時に おける避難所対応等多 校に渡り、調整が必 要。	B まずまず成果を られた
既存図和 53 跡地利月 討		既成概念から の脱却		資産マネ ントの推 教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	既存の図書館について は駅前に整備する新図 書館の開館に伴い閉鎖 となる。 現在地の立地環境を生 かしつつ、閉鎖時期や 新地の利活用について 検討する必要がある。	駅前に整備する新図書 館の開館時期を考慮に 入れて、現在の立地環 境を生かした、施設の 維持、活用を検討す る。		平成29年7月に策定 した「亀山市立図書館 整備基本標想」におい て、跡地利用の検討の 方向性に基づき、事務 レベルでの検討を行っ た。	平成29年7月に策定 た「亀山市立図書館 整備基本標想」におい て、跡地利用の検討の 方向性に基づき、事務 レベルでの検討を行っ た。	・跡地利用の検討 ・活用例の調査 ・選定の検討	令和3年度に跡地利用 の検討については、市 全体で検討することと なったことに伴い、関 係部局と、所管部署や 跡地利用の課題等を協 議した。	501	市全体で検討を進める ことにより、より効果 的な跡地利用を進める ことができる。	令和5年1月26日の 図書館開館に伴い、旧 図書館の跡地利用につ いて、総務財政部財政 課を中心に市全体で検 討を進めることとし た。	亀山市公共施設跡地等 活用検討委員会にて市 全体で検討することと なった。	B まずまず成果を私 られた
54 図書館間 間の拡大	開館時	既成概念から の脱却		程度マネ ントの推 教育部長	図書館長	教育委員会事務局図書館	既存の図書館において は、平成19年4月か ら平日の開館時間を午 後7時に延長している が、利用者よ日・使性向 上のため、土日・祝日 を含めた開館時間の拡 大が必要である。	利用者の利便性向上の ため、新図書館の開館 時間の拡大に向け取り 組みを行う。	開館時間の拡 大	新図書館整備に伴い、 現行の閉館時間を午後 7 時から午後 8 時に延 長するため、例規整備 の検討を進めた。	新図書館整備に伴い、現行の閉館時間を平日 午後7時、土日祝日は 午後5時を、一律午後 8時に延長するための 例規整備を進めた。	(全日) 午前9時から午後 8時	新図書館整備に伴い、 閉館時間を現行午後7 時から午後8時に延長 するための例規が整っ た。	1009	新図書館開館に向けて 開館時間の拡大を周知 し、利用者の利便性向 上につなげた。	新図書館開館に伴い、 開館時間を全日午前9 時から午後8時に拡大 した。	引き続き、利用案内や 図書館ホームページ等 にて開館時間の周知を 行う。	A 十分な成果が得り れた
55 施設設(55 寿命化)		既成概念からの脱却		資産マネ ノトの推 地域医療部長	長 病院総務課長	医療センター地域医療部病院総務課病院総務グループ	平成30年度に基幹的 設備であるポイラー及 び受変電気値の改修を 完了する等、施設設備 の長寿命化を図った 利用年数を超え老 村化が進む他の施設設 備についても、計画的 な改修等が必要であ る。	給湯等配管設備、自家 発電設備、エレベータ その他老朽化が進んだ 基等的設備について、 企業債を積極的に利用 する等の資金計画を含 設設備の発計画を立て施 設設備の大砂・ 図っていく。	地下ピット等の配管等緊急度の高い改修を実施	企業債を利用した自動 火災報知設備受信機等 更新工事など、老朽化 した設備の更新を行っ た。	起債を利用し、防犯カ メラ更新工事や病様共 用トイレ改修工事等を 実施した。 次年度以降の改修につ 文年度以降の改修につ 更新については、設備 の再調査、改修方法の 検討について関係業者 と協議した。	資金計画を含めた 改修計画に基づく 工事、修繕等の実 施	起債を利用し外壁等塗 装及び汚水配管改修工 事や冷温水発生器更新 工事を行った。 また、令和6年度にエ レベータの更新を行う ため、関係者と協議を 行った。	1009	企業債を活用し、防犯 カメラ更新工事や病様 共用トイレ改修工事、 外壁等塗装及び汚水配 管 改修工事、冷温水発 管 改修工事、冷温水発 急性の高い施設整備の 更新を行い、長寿命化 対策を進めることがで きた。	企業債を活用し、外壁 等当率や冷温水発生器 更新工事を行った。 また、令和6年度実施 予定のエレベーター改 修工事について、関係 者との協議を行うな ど、緊急度の高い改修 を計画的に行った。	施設の築年数が30年 以上経過し老朽化が進 人でおり、改修に多大 な費用を要するため、 病胶の資金状況等をる 必要がある。 また、軽極偏数を経 している物が多く、 日用頻度等を考慮して計 画的に更新する必要が ある。	A 十分な成果が得り れた

L体的E	Æ E	# # ##.	(方針	取租責任者	取	組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名 称			Œ				取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	保護・問題点	取組の総括評価
56 成	祉医療費助 事業の制度 Ⅲ 直し	既成概念から の脱却 1	事務事業のス 0 クラップ&ビ ルド	市民文化部長 市民	課長 民	民文化部市課医療年金	福祉医療費助成事業は、県制度に加え、市 制度として、市独自に 対象者の拡大、所得制 関の緩和及び、別時貨 事療養費の助成を実施 しているが、事業を持 統的に実施するためと 検討する必要がある。	事業を持続的に実施するため、事業の成果・ るため、事業の成果・ 課題を整理し、市制度 の見直しを検討する。	市制度の見直し	障がい者医療費助成の み所得制限を設けると ともに全ての公費の入止 た場合の削削を 設算を継続的に実施し ている。	令和4年度から福祉医療費助成制度の見直し を実施するための条例 や規則を改正した。	市助成制度の見直し	市制度の見直しを検討 した結果、身体障害者 育手帳4級所持者及び療 費助成は今後も継続す ることとした一方、令 が配4年9月参介から入 院時食事療養費の助成 を廃止し、心身障害者 医療費助成において所 得制限を導入した。	1009	市制度の見直しを検討 した結果、身体障害者・ 手帳4級所持名のび療 育手帳8別所持者のび療 青町版配は今後も継続す ることととした一方、ら入 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 7 8 7 8 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	市制度の見直し(完 了)	所得超過により対象外 となった方が、次年度 以降所得制限範囲内に なった場合に再度申請 形必要となる。 民の方に周知を徹底す る必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
1	合防災情報ステムの構 III	野成駅念から の脱却 1	事務事業のス 0 クラップ&ビ ルド	危機管理監 防災	防安全課長 災プ		自然災害や雨民保護機能を指しては、緊急をは基づく下は、緊急をは、不力がようなが、大力がようなが、大力がある。 は、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が	既設システムと自動連 携した多様な情報伝達 を一元管理し、効率的 に迅速かつ正確に市民 情報伝達ができる、総合防な達がなる。 お合うな がよった。	実施設計等の実施	災害時の市民への情報 伝達については、緊急 速報メール、防災行政 無線 (同報系)、CA TV、ホームページ 等、様々なツールを引 用しているが、総合的 な防災情報伝達システ ムの構築に向けて、各 種技術等の情報収集・ 研究に取り組んだ。	防災情報伝達システム については基本の方向 性を整理した。 今後の事業化に向け検 討を進めた。	実施設計等	お災行政無線 (同報 系・移動系) 整備に必 要関東であるられ、市役所及域へ の電し、を確認した。 とを確認した。 とことを確認した。 は、近年のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	75%	筋災情報伝達システム 6 構築の事業化を行い、 整備方針を決定した。	当初の計画どおり電液 伝般調達を実施し、市 の整備方針を決定後、 庁内及び議会にて今後、 整確方針を基に具体化 していくとともに、災 害弱者対策等の課題に ついて検討を重ねつつ 進める。	①回報系屋外子局数の 減少に伴う情報伝速要 御の具体化 ②山間隘路部等、電波 伝般が比較的弱い地域 への遊信の確保と重層 化 ③上配を踏まえ、DX化 された防災情報システ ムの具体化 ④実容者への伝達手 段の検討	B まずまず成果を得 られた
58 夕	合福祉セン 一機能の在 III 方検討	既成概念から の脱却 1	事務事業のス 0 クラップ&ビ ルド	健康福祉部長 地域	福祉課長 域	務グループ	総合保健福祉センター あいあないは、2000 年12月(平成12年)に 建在られ、18年余り がに、18年余り がに、温泉施設 のに、温泉施設 で、、カラオケ軍施設 があり、であたり、であたり、社合 わせた今巻施設の必要検討 する必要がある。	の仕方や老朽化が進ん でいる各施設の維持管 理について、利用者の ニーズを把握する観点 から市民を含めたワー	成のための ワーキンググ ループ会議の 開催:4回/	機能見直しに必要な調 査を実施するため、施 設利用団体へのヒアリ ングや施設利用者調査 などの実施に向けた予 算化を行った。	施設の利用実態などの 把握に向け、利用団体 ヒアリングを実施し た。しかしながら、総 合保健福祉センターが 新型コロナウイルスワ クチンの接種会場とな トレーニング室などが 休止となり、利用実施 が、全和と年度の実 施に向け予算化した。	施設の運営管理の 方向性について決 定	対策などで決定した。 総合保健福祉センター の機能見直しに向け、 ワーキンググループを 構成し、検討会議を開 値することにより、見 直し方針をとりまとめ た。	1009	総合保健福祉センター 機能のあり方の検討に 向け、利用登録団体と アリング調査を実施 し、利用団体のニーズ 6 等を把握した。また、 市民と行政職員による ワーキングループ会 議を開催し、施設の機 能見直しの方針を策定 した。	見直し案の作成のため のワーキンググループ 会議の開催:3回/年	総合保健福祉センター の機能見直しについ て、策定した方針に基 づぎ、具現化を進める 必要がある。	B まずまず成果を得 られた

具体的取組		目標		重点方針	取租責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No 名	*				Œ	W			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的な単組の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進参率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	鉄道・問題点	取組の総括評価
59 者介!	心身障害 助者手当 見直し	III	既成概念からの脱却	事務事業のス 10 クラップ&ビ ルド		地域福祉課長	健康福祉部地 域福祉課障が い者支援グ ループ	重度心身障がい者 (児)の介助者に介助 者手当を支給してい る。近年、在宅での障 がい福心サービス担担 で変され、現力は 軽減され、度のあり方を 軽減され、度のあり方を 見直す必要がある。	障がい者等が安心して 地域で生活できるよう 障がい者やその家族の ーズを把握するとと もに、重度心身障害者 介助者手当等の支給制 度を見直し、新たな事 業の構築を図る。	重度心身障害者介助者手当等の廃止及び新たな事業の実施	サービスの見直し等を 視野に入れ、第2次障 がい者福祉計画の目直	合の代替事業や参考と する先行事例、手法等 について検討を行っ た。	ニーズに対応した 施策の検討及び実 施	・令和3年度に実施したアンケート結果に基づき、降がい者等を主に介助している人の ・一本の調査・分析。 ・重度心身障害者介助 者手当を廃止しようと ・参考とする場合する検討。 ・手法等に関する検討。	25%	アンケート結果から、 障がい者等を介助して いる人が希望する支援 のうち、移断に係る サービス、移関 制度の拡充等について 検討した。	について検討を行った が、介助者手当等を廃 止しようとする場合の	介助者手当等の廃止に いいては、物価高農等担 による市民生活の無慮や による市民生活の を対助費値全性の確保等 を踏まえてストリーを 収入がした。 でを記している。 でいるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 といるが、 とった。 とっとが、 とをとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっとが、 とっと。 とっとが、 とを とを とっとを とを とを とを とを とを とを とを とを とを とを とを とを と	
60 な取れ	の一体的 組	III	既成概念からの脱却	事務事業のス 10 クラップ&ビ ルド		地域福祉課長、健康政策課長	健康福祉部地 域福祉課高齢 者支援グルー プ、健康政策 誤健康づくり グループ	介護保険地域支援事業 の総合事業において、 鈴鹿市と協議のうえ、 広域連合に予算で表 行っているが、事業を よっては、利用対行率 が85%となってい る。	介護保険地域支援事業 の総合事業において、 現在の取り組みについ での見直しを行うとと もに、高齢者の保健事業と介護予防事業の一 体的な取り組みを行 う。		介護予防とともに住民 主体の生活支援サービ スを進めるべく「ちょ こ ずの一部を補助した。 また、関係部署との協 譲を重ね、既存事業の 的な取組しを行い、一体 的な取組の上を行い、一体 いて検討を行った。	総合業率の訪問サービ ス提供に向けて取り組 むとともに、地域の身 近な適いの場際の系達 により体操・口腔・ スレイル予防に取り組 んだ。また、国が建事 と介護予防の一体的向 大海季等回の実施に向 け取組の方向性につい で終討を行った。	健康づくり事業と 介護予防事業の一 体的な取り組みを 行う	健康づくり事業と介護 予防事業の一体的な取り組みについては、関係部署と連携し、高勝 者の保険事業と介護事業と介護事業として令和5年度から 実施できるよう協議した。	75%	健康ブくり事業と介護 予防事業を一体的に実施し、「高齢者の保健 事業と介護予防の一体 的な実施事業」につい では、関係の 関係と協議の 関係と協議の 関係と協議の 関係との 関係と は 関係と は で し、「高齢者の で を 関係と の で を し、「高齢者の に 、 関係 と の を は の を は の を は の を は の を は の を は の を は の を は の を ら の を ら の を と の を ら を の を と の を と の と の を と の と の と の と の と	9 0. 1%を執行する ことでき、介護予防な どに取り組むことが出	一体的な事業の実施に ついては、本来の目標 となる健康寿命の延伸 や疾病率の改善なども でに成果がでないもの が多く、目標や評価指 標の設定が難しい。そ の為、事業評価と改善 課題である。	B まずまず成果を待 られた
	講座情報 元的な発	Ш	既成概念からの脱却	事務事業のス 10 クラップ&ビ ルド		生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課社会教育グループ	平成31年4月に、か めやま人キャンパスの 内容や、出発性を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は			2021年度版の亀山 学がのガイドブックを 発行し、学びの情報の 一元的な発信を行っ た。環境創造 G主催の 譲座情報を新たに掲載 するなど、内容の充実 に努めた。	他部署が実施している 講座等の情報を集約 し、2022年版「学 びのガイドブック」を 発行した。	一元化した情報の 発信	他部署が実施している 調座等の情報を集約 し、2023年版「学 びのガイドブック」を 発行した。今年度から 新たに、市内運動施設 の事業の掲載、かめや ま人の活動紹介の情報 を追加する。	100%	「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している調座等の情報を は、一元的に今立め、一元的に今立め、 ができた。	「学びのガイドブック」を発行することにより、他部署が実施している講座等の学びの情報で、一元的に発信することができた。また、昨年より4ページ増やし、情報の技やさきることができた。	公民館講座の受講者募 集期間の関係、4月1 日号広報とともに配布 しているが、発行後に 決定された講座等の情 報更新が課販発行の検討 や、HP等での情報更新 を行う必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
	な官民連 法の検討		既成概念から の脱却	PPP(官民 11 連携)の導入 促進		DX・行革推進 室長	政策部DX・行 革推進室	これまでの国や県における民間活力の動向や 市の様々な取組状況を 踏まえて、必要に応じて「民間活力活用指 針」の見直しを行う必 要がある。	法の拡大を行い、民間 の持つ多種多様なノウ ハウ・技術を活用する ことで、市民サービス	新たな官民連 携手法の実施	ナーへの参加や 官民	新たな官民連携手法を 検討するため、みえ公 民連携共創プラット フォームセミナーやふ るさと財団が開催する 官民連携セミナーへ参 加し、調査・研究を 行った。	新たな官民連携手法の検討	新たな官民連携手法を 検討するため、関連す るセミナーへ参加する など、調査・研究を 行った。	75%	新たな官民連携手法の 調査・研究を進めることができた。	新たな官民連携手法の 調査・研究を進めるこ とができた一方で、実 施に向けた具体的らず、 今後も、他の自治体の 事例等、過音・研究を 進める必要がある。	引き続き、新たな官民 連携手法の調査・研究 を進めるとともに、必 要に応じて「民間活用 指針」の見直しを検討 する必要がある。	C あまり成果を得ら れなかった
	管理者制 検証と見		既成概念からの脱却	PPP (官民 11 連携) の導入 促進		DX·行革推進 室長	政策部DX·行 革推進室	平成29年10月に 「総務委員会所管事務 可て、指導を書」におい で、指導を受けたた め、第2次行財政改革 大綱後、東第2次行財政にお 大綱後を証と見直しを 行った。	選定方法、モニタリン グ調査方法、今後の管 理運営方法の再検討を 行い、検証結果に伴い 次期契約の内容を見直 す。	指定管理者制 度の検証と見 直しを実施	令和元年度に見直した 評価表に基づき、モニ タリングを実施した。 また、検証結果報の実 信わいて、名施設のよう において、公務の登した ことで、施設毎の詳細 な検証を実施した	公募施設は年2回、非 公募施設は年1回のモ ニタルンを実施する とともに、検証結果報 告審を基に次期協定に 向け、検証を実施し た。	見直した内容によ り実施	公募施設は年2回、非 公募施設は年1回のモ 之りングを実施する とともに、指定管理事 業検証結果報告書を基 に次期協定に向け、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	100%	令和元年度にモニタリ ング評価書を見重し、 令和2年度から運取し、し ている。公募施設は年 1回のモニタリした。 健継統的に管理事に実施可した。 結果報告書に表述を 協定に向け、 検証を実 施した。	評価書の運用を行うと ともに、令和5年度以 降の協定に向けて制度	指定管理の導入フロー等の検証を行うととも に、必要に応じて同意目 間流用指針」の見直し を検討する必要があ る。	A 十分な成果が得ら れた

具体的		目標		重点方針	取組責任者	期実施計画総括評価 取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名称				Œ			取組内容 (R2-R4)		年度末実績(具体的な取組の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
6/	多文化共生 推進		既成概念からの脱却	PPP(官民 11 連携) の導入 促進	市民文化部長 文化訂	市民文化部文 化課人権・ダ イバーシティ グループ		三者間過話が可能な電 話通アンステムやタブ レット端末を活用した 映通訳システムを導 入し、外国人の暮らし に関わる相談に対して 対応できる体制を整備 する。		令和2年2月から外国 人のための一元の行列 窓口を設置し、タブ レット端末等を活映力 しット端末等を活映力 の整備を行った。ま た、関連部署と連携し 切いの場合しに対して いるのや相談に対応 している。	タブレット端末等を活 用した多言語での相談 体制により、関連部署 と連携して外国人の暮 らしに関わる案内や相 該に対応することがで きた。	検証	タブレット端末等を活用した多言語での相談 体制により、関連部署 と連携して外国人の暮 らしに関わる案内や相 談に対応することがで きた。	100%	タブレット端末等を活 用することで、ボルト ガル語、英語の通訳不 在時にも12言語で外 国人の相談や案内に対 たできるようになっ た。	多言語での相談体制を整備したことにより、 約550件の相談に対 応することができた。	通訳不在時にも、タブ レット端末で相談に対 応することはできた が、タブレット端末の 通訳時間が増えると、 委託が増加する課題 がある。	A 十分な成果が得ら れた
	民間借上け 市営住宅の 進	## III	既成概念からの脱却	PPP (官民 11 連携) の導入 促進	建設部長 建築(建設部建築住 生宅課長 宅課住まい推 進グループ	低額所得者、高齢者、 薄がい者、外国人など の住宅確保要配慮者に しているが、耐用年数 を超過し老朽化が進ん できており、需要に応 した住宅の確保が必要 である。	民間賃貸住宅を活用し た市営住宅の確保を推 進する。	民間借上 <i>げ型</i> 市営住宅戸 数:119戸 (※累計)	令和2年10月に民間 備上げ型市営住宅とし て栄町地内に、栄町地 住宅8戸を備上げた。	令和3年10月に民間 借上が型市営住宅とし て北町地内に、北町住 宅8戸を借上げ、市営 住宅として提供した。	住生活基本計画に 基づま、民間借上 げ型市営住宅戸数 の確保を推進(1 5戸)	令和4年度中に東郷幸町 地内にて民間賃貸往宅5 戸を市営住宅として広 募したい旨の相談は あったが、年度計画の 15戸を借り上げること はできなかった。	25%	計画年度内に栄町地内 に8戸、北町地内に8戸 の合計16戸を借上げ、 民間賞賞住宅を活用し た市営住宅の確保を推 進した。	計画年度内に16戸を借 上げ、民間借上げ型市 営住宅戸数は累計で90 戸となったが、目標指 標の119戸には29戸届か なかった。	現在の戸の民間質質性 宅の質質借契約をしているが、契約先は2社の みである。民間質質性 毛を布部性宅として信 事業者の協力が不可欠 であることから、不動 整質付業者を中心に、 種質の動きから不可。 な変の概要等を設め明さ るなどの働きかける。	C あまり成果を得ら れなかった
66	スクールバ の在り方検		既成概念からの脱却	PPP(官民 11 連携)の導入 促進		教育委員会事 務局教育総務 課教育総務グ ループ	スクールパスは、児童 の安全を最優先し、登 下校に際し適切に運行 したに乗降時ではがならず、さ らに乗降時にはける安 全確保にも取り組む必 要がある。 一方、運転手の人材不 る。	専門性を有する事業者 への業務委託について 検討を行う。		スタールバスを利用している自治体 (三重県 東、当市以外の自治体 (三重県 東、当市以外の自治体 は、業務委託している。 大法として、ま画も 会の主要に対する方法 のの表示があった。 のの表示があった。 のの表示があった。 ののである方法があった。 あった。	現使用のスクールバス に関する実態把握(距離数、目視点検等)を 実施した。また、福祉 バスやスクールバス以 から目的での活用に関 する内容を把握した上 で、業務委託について 検討を行った。	業務委託によるス クールパス運行	令和3年度に一定の方 向性を出したため、特 に実績なし。 (児童の 安全確保の観点から、 スクールパスの安全 装置の設置を行っ た。)	100%	状況把握を行った上 で、スクールバス運動 手の確保に課題が強る ものの、現在の手法に おいて一定期間は継続 することが望ましいと の方向性を結論付け た。	令和3年度に一定の方 向性を出したため、特 に実績なし。(児童の 安全確保の観点から、 スクールバスへの安全 装置の設置を行っ た。)		C あまり成果を得ら れなかった
67	広域連携の 討		既成概念からの脱却	12 新たな自治体 12 間連携の検討	政策部長、総 政策部 務財政部長 長、非	政策部政策推 進輝政策調整 グループ、総 務財政部総務 課人事給与グ ループ	持続可能な行政サービ スを提供していくため	鈴鹿亀山地区広域連合 と連携を図りながら、 広域的な取組を必要と する事務事業について 検討を行う。	広域連携につ いて具体的に 検討を行った 事務事業の 数:1業務	鈴鹿亀山地区広域連合 と連携を図りながら、 高齢者や障がい者等の 消費者被害を防ぐため の鈴鹿亀山地区消費者 安全確保地域協議会の 設置について検討を 行った。	鈴鹿亀山地区広域連合 を通じて、消費者の相 談窓口機能となる鈴鹿 亀山消費生活センター の移転による相談機能 の充実を進めた。	広域連携により効 率化が期待できる 具体的な取組につ いて検討		50%	広域連携による効率化 を図ることで、亀山・ 鈴鹿両市民のサービス 向上につなげることが できた。	鈴鹿亀山消費生活セン ターの相談機能を充実 させることはできた が、新たな分野なお ち広城連携について は、具体的な検討には 至っていない。	効率的・効果的な行政 経営を図るため、広域 連携を進める分野・取 組を検討する上で、3 者が共通認識を持つ必 要がある。	B まずまず成果を得 られた
68	A I・R P 等の I C T 活用の情報 有と連携	利	既成概念から の脱却	新たな自治体 間連携の検討	政策部長、総	政策部DX・行 行革推進 革推進室、総 務財政部総務 課人事給与グ ループ	AI・RPA等のIC Tを利法用し、業務の効率化を図るために は、他自治体の効果的 な取積などの共有を図 る必要がある。	AI・RPA等のIC Tの制法用の効果的な 手法率にいて、北勢 4市合同研修の場など を活用し他自治体との 情報共有を図る。 また、AI・RPA等 の効率的・効果的な導 入のため、他自治体と の連携を図る。	新たにノウハ ウを取得した 業務工程数: 2件	コロナ禍の影響で延期 となった北勢4市合同 研修に代えて、県主催の スマート自治体推進検 討会議に参画し、AI、研 究に加え、県内市町本 例を含む県内4市町まクトに選定され、その中 て、固定資産税業務の一 部にRPAを導入した。	令和3年6月に、これ までのスマート自治体っ でのスマート自治体っ でのスタ会議にかわン 推進を対会議所とかして 生態を会議に参いました。本会会議に参いました。本会会議に参いのは 地域を20メールの 共一数でジタルルの 共同数によった。 大川歌作は、大川東が大 がある。デジェスル 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 がある。 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 のより、 大川東が大 大川東 大川東 大川東 大川東 大川東 大川東 大川東 大川東 大川東 大 大川東 大川東	デジタル技術の効果的な活用ノウハ ウが得られた場合 は、運用に向けた 事務手続きを開始	三重県・市町DX推進協 議会へ継続して参加す るとともに、チャット ツールを利用すること により、県及県内市 町との情報共有や連携 をよりスムーズに行う ことができた。	100%	コロナ禍の影響で延期 となった北勢4市合同 研修に代えて、三重県・ 市町DX推進協議会に参 画し、県内他市町との信 ともに、デジタルツー ルの共同整備に向け検 討を行うことができ	新たにノウハウを取得した業務工程数:2件(RPAシナリオ導入:1 件(RPA)・システム 共同調道:1件(R4)) 本市を含む県内4市町が、総務省実施のつ・部にRPAを導入 の中で、固定資産根導入 した。また、チャット フォーム作成システム 連により通常より要値 に導入できる環境が 整った。	特になし。	A 十分な成果が得ら れた

具体的取象	1 日初	1 11	東方針	取租責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No :	e w			Œ	m			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具件的な取組の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
69 物処	一般廃棄 理施設の III 方検討	原成概念から の脱却	2 新たな自治体 間連携の検討	産業環境部	環境課長		一般廃棄物処理施設 は、長寿命化計画改良工 事や大規模を備工事、 年次計画に基づく定期 整備により延しかしない がら、総命化を工事に動しているのである。 がら、総命により延伸する施設の稼働、 財際に満了から、であるこれに降 ることを廃棄物の処理を ることを発養物の処理を ることを変素的の処理を ることを変素的の処理を ることを変素的の処理を ることを変素的の処理を ることを変素がある。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について、近隣市との間で処理の 広域化と処理施設の集 約化を処理を設めの集 約化を図ることができないか調査・研究し、経済性の利率性、列東の利率性、とって最適な施設の 在り方を検討する。	次期一般廃棄物処理施設の在り方について方向性を決定	ごみ処理施設につい て、近隣市の処理経 費、収集体制、保有施 設等を調査した。単独 化・集別を放送 化・集別をした場合 を整理し、教育民生委 員会に資料提出した。	令和3年11月~12月に近 隣市の環境部署と意見 交換し、保有施設の今 後の整備計画や稼働形象 成果等物処理施設の夢 備方針等について聴き 取りした。	次期施設の在り方について方針を決定	近隣市と広域化の協議 を進めつつ、単独の場 合のごみ処理の在り方 (施設保有、民設民 営、委託)についても 検討を行った。	509	近隣市の保有施設の整理や、近隣市の環境部 署との意見交換により 課題を確認した。	次期施設の在り方につ いては、広域化を含 め、単独の場合、施設 保有、民設民営、委託 などの方法があること たが、どの方法でごみ 処理を行っていくのか 方向性を決定すること ができなかった。	近隣市との協議や意見 交換などともとに課題 多必要があり組み共有す 理施設だけでなく、組 大ごみ処理施設などの 中間処理施設を含め、 不可処理施設を含め、 不可拠を変がある。	C あまり成果を得ら れなかった
70 の判	ご自動車「同整備・ III	原成概念からの脱却	2 新たな自治体 関連携の検討	消防部長	消防総務課長	消防本部消防総務課総務・消防団グループ	限られた財源の中で、 市産の生命・身体・財 を守り、大規模火災 や地震等の多種を排化が する災害へ的なければなら ない。 このような状況のな の、年前の災、整備あるは 力を高額、関連用が直端・進 して自動車は財政上大 さな負担となってい る。	はしご自動車の更新時市 期が近い本市と鈴鹿市 が、当該車両を共同整 により、その財源を使 により、その財源を使 用頻度の高い資機材の 整備や現場要 員ことに り、に市の消防力を強 化する。	滅及び消防体	共同整備が完了し、令 和3年2月3日に共同 運用を開始した。 運用の毎月8日、 9日には、両市消防本 節合同の訓練を実施し た。	両市で定めた運用要 網・運用要領に基づく 管理サイクルで円滑に 運用できた。なお、両 市での合同訓練につい ては、年2回の計画で あったところ、新型コ ロナウイルス感染症態 染拡大の影響により、 1回の実施となった。	共同運用の継続実施	両市で定めた運用要 線・運用要領に基づく 管理サイクルで円滞に 運用すると共に、計画 どおり両市での合同訓 練を2回実施した。	1009	はしご自動車に係る経費削減及び両市の消防体制の強化を図ることができた。	高額である整備・運用 経費を削減した。 計画に基づき、両市で 割線を実施した。(4 回)	必要に応じて運用要 網・運用要領を見直す とともに、災害対応に 遺漏がないよう、同市 で定期的に合同訓練を 実施するなどの取組み が必要である。	A 十分な成果が得ら れた
71 消跡の判	指令業務 III	既成類念からの脱却	2 新たな自治体 間連携の検討	消防部長	情報指令課長	消防本部情報指令第1・2グループ		「消防の連携・協力の推進」について「保原29年4月 1日付け消防消第59号消 所庁官遇別に対策が3年59号消 消防本部、鈴鹿市消防本部は、平 度・亀山所治野・部は、「津・箭 歳・角山所治野・部は、下 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	消防指令業務 共同運用に関 する方向性の 決定	「津・鈴鹿・亀山消防 連携・協力制強会引に おいて、話室の調 査・研究を進めるとえ から向性を検討勉強もした。 令和2年度は勉強へ消 防長調整会議を2回開催した。	津・鈴鹿・亀山消防連 携・協力検討会(本会) 3回:作業部会6回) に出席し、消防力調査 や勤務体制等の検討を 実施するほか、既存指 等ンステムの課題整理 等の基礎調査業務委託 に係る調査及び検討を 進めた。	共通の方向性(運用方式等)の決定	津・鈴鹿・亀山消防連 携・協力検討会 (本会5 回) に出席し、協議会 設置に向った。 コ決された ことから、10月28日に は、津市、鈴鹿市及び事 務協議会を設置をした。 協議後を設置をした。 協議後を設置をした。 協議後のでは、次年 度以降の実施を行っ た。	1009	津・鈴鹿・亀山消防連携・ 協力検討会 (本会及び作業・ 総合) において、消防指令 業務の共同国係る建議 題の検討を進めるととも に、基準機合をよまた。 音・布の議会で可決された。 また、 各市の議会で可決された。 また、 会を、10月28日には、また、 会を、10月28日には、事務 が、発展をでは、また、 会を、10月28日には、事務 が、発展を、10月28日には、事務 を、20月28日には、事務 を、20月28日には、事務 を、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事務 が、20月28日には、事業 が、20月28日には、20月28日には、事業 が、20月28日には、20月2	市消防通信指令事務協 議会の設置により、津 市、鈴鹿市及び亀山市 の枠組みで消防通信指 令事務の共同運用を行 うという方向性を決定	前期実施計画期間における課題、問題点は特になし。	A 十分な成果が得ら れた
72 地均育成	の担い手Ⅳ	市民総活躍に よるまちづく リ	地域まちづく 3 り協議会の運 営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	ちづくり協働 課地域まちづ	地域住民が自主的かつ 自立的に責任をもって 地域課題の解決に取り 観ま地域ますびくり協 議会の継続的な活動を 行うためには、人材育 成の支援を行う必要が ある。	地域リーダーの発掘と 育成及び組織内部での 後継者育成と役割分担 のしくみづくりを支援 する。	が計画的に育 成され、多様	地域担い手研修として、従来から開催している「会議アルシリケーション研修」(全 のみらいづくりアカデシー」(全3回)を明 を地域のみらいづくりアカデシー」(全3回)を明 がでの後した。かがでの後 は、組織内部の分のでは、組織内部の分のでは、 は、現外のでの後 をするがくのかが、 かってに盛り込んだ。	コロナ禍の影響で開始 時期が遅れたものの、 が幸学ぶ「会議ファン リテーション技 リテーションと会研修実と したほか、組織内部で の後継者育成と役割分 担のしてマに盛りならいづく リアカデミー」を10 月から金3回実施した。	発掘と育成のため の地域担い手研修 の開催	コロナ海運を開始 時期が遅れたものの、 ア・リテーション技 イ物を学ぶ「会議プアシ リテーションを通びを リテーションを 10月から全3回実施 したほか、租職内部で の後継者育成とりを研 修の中域であるいづく リアナマに盛り込づく リアカデミー」を12 月から全3回実施した。	509	地域担い手研修を継続 的に開催する中で、オ ンラインや動画配信を 活用し参加しやすい環 境を整えたことに加 え、受調者との活用 ち流を理解したことで 参加者が増加した。ま な、研修の受講者後の 役員に就任される事例 も出てきている。	地域担い手研修の受講 者が地域まちづくり協 の活動に参画して いるほか、役員に就任 する事例も出てきてい る。	地域担い手研修につい ては、地域まちづくり 協議会によって出席者 数に差異がある。組織 内部での後継者育成と 役割分担のしくみづく イエ足等により、役員が 域が一部で見受けられ る。	B まずまず成果を传 られた

具体的取象		. 1	t点方針	取租責任者		取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度		,	令和2~4年度			
No :	名称			Œ	-			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年 度 末 実 線 (具体的な取組の状況)	年度計画	年 度 末 実 額 (具体的な取組の状況)	進步率	取組成果(輸情)	目標指標の実績 (令和4年度末)	保理・問題点	取組の総括評価
用し	Tを利活 た情報交 以仕組みの ほ	市民総活躍によるまちづくり	地域まちづく 13 り協議会の運 営支援	市民文化部長	まちづくり協働課長	市民文化部まちづくり協働課地域まちづくりグループ	り協議会と市が連携し て課題解決に取り組む ため、相互に情報交流 ができる仕組みを構築 する必要がある。	市と地域まちづくり協 議会がメールでやり取 リをしている文書等に ついて、1 CV の新たな 仕組みを構築すること で、より確実な情報交 流を実現する。	り協議会や市	新たな情報交流の仕組 みとしてのシステムの 検討を行い、各地域ま ちづくり協議会へ説明 するとともに導入を 行った。	情報交流の仕組みとし で導入した情報共有シ ステムalpoの本格運用 に向け、操作マニュア がより協議会へ配布す るとともに、地域まち づくり協議会でごとに操 作研修を行った。	情報交流の仕組みの運用	情報交入とし で導入した情報共有シ 不予名前のの本格圏用 を開始し、会議資料や 通知、議会のたより等を 掲載するごな情報するこれを はは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	759	情報交流の仕組みとして て導入した情報共有シ ステムaipoを使用し 地域まちづくり協議行え と市が情報交流を格選 と市が情報交流を格選 、ことでは 日用の開始したことで これまで以上の確か つ迅速な情報共有が れるようになった。	地域まちづくり協議会 や市が相互に情報交流 を実施できる基盤が 整った。	地域まちづくり協議会 の事務職員によって、 システムの操作や活用 に対する理解度に差が ある。また、各種事務 でマニュアルを一層 進め、システムを活用 し共通理解を促す必要 がある。	B まずまず成果を得 られた
7.4 に向	洪生社会 けた包括 援体制の	市民総活躍に よるまちづく り	地域まちづく 13 り協議会の運 営支援	健康福祉部長	地域福祉課長	健康福祉部地 域福祉課福祉 総務グループ	平成30年度から社会 福祉協議会にCSWを 開開している国家医療の中度 にはごよの屋敷圏は、のるが等、制度、 複雑かつ多様体体の変なたい。 地域をかつ多様体体の変なたい。 が必要なてお問題が、総合いる が必要なない。 が必要なない。 が必要なない。 が必要なない。 のは低かない。 は、色性のでは、のを進めない。 は、色性のでは、のを進めていまり、の制度な がのいられた各種が のいない。 は、のであるができない。 が必ずである。 であるができない。 「それる予定である。	分野別の属性や課題に度 基づ比が報割りの制度 を整理し、高齢国務者な がい者、生活野ごとで 対応するのではなく、 従来の分割なする分けな がし、役割のすみ分けを 行いながら丸ごと受援 制の構築を行う。	総合相談窓口 機能・支援体 制の構築: 1 箇所	権合課題をCSWに集 約するつながあシート を導入したがあシート を導入したのながあシート を導入したのは、では が必要な世帯に対する 担談支援の体制3重解 力を実施さ極の体列3重解の実 変に機能をはもいる 施に機能をはじ制の関係 ではいるが が必要なせいが が必要な世がといる。 を に の は の は	性を越えた相談支援や	包括的支援体制の 運用 (国の新たな 事業を活用)	令和4年度から主要事業 温標的支援体制等事業に 工作、経験を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	1009	国モデル事業を活用用 社会福祉協議会に配置したらいを地としたらいを整としたも 活的な支援体制づくり を進めできた。今和3年 4月から法改正により事置づ要の (任策)が位第一づける 本たことから的に事業 変収用できる体制を整 えた。	総合相談窓口機能・支 接体制の構築:1箇所	主要事業として事業を 展開する中で、受託先 の亀山市社会福祉協議 会と協議しながら、継 統的に取組の充実・強 化を図る必要がある。	A 十分な成果が得ら れた
75 連合	衛生組織 会事業の IV 方の検討	市民総活躍に よるまちづく り	共助による支 14 え合いの基盤 の強化	産業環境部	環境課長		亀山市地区衛生組織会会は、 会会は、亀山市場合会は、 連給会・亀山市場合会・ 連絡協議で、 連絡協議で、 現在、各会により 現在、各分によりのであります。 現在、各分によりのであります。 現在、各分によりのであります。 は、他のではいるのである。 は、他のではいるのではいるである。 は、他のではいるのではいる。 は、他のではいるがある。	亀山市地区衛生組織連合会事業の在り方について、本連合会実施事業 発展検する事業を 禁業等検対する事業を 持つている他団体と協議。 調整の上、その方 向性を検討する。	亀山市地区衛 生組織連合会 事業の在り方 の方向性を決 定	亀山市地区衛生組織連 合会役員会や環境創造 グループ内で事業の洗 い出しを行った。	環境未来創造会議の快 適部多を開催し、協議 を行う予定だったが、 新型コロナウイルス級 映症の影響で延期とな リ、開催することがで きなかった。	亀山市地区衛生組 繊進合金事業の在 リ方の方向性を決 定	亀山市環境未来創造会 議の快適部会を開催 し、組織の在り方、方 向性について協議を 行ったところ、存続さ せることにより状況に 適した事業を行ってい くべきではないかとの 見解が示された。	759	亀山市地区衛生組織連合会の在り方について 検討を行ったところ、存続させることにより 状況に適した事業を 行っていくべきとの山市 地区衛生組織連合会造会 資金や環境不事業の見 の検討を行うことと	亀山市地区衛生組織連 合会の在り方の方向性 が決定された。	各団体の構成員等が減 少していることから事 業運営に支障をきたす 恐れがある。	B まずまず成果を得 られた
76 自主 等の	:防災組織 Ⅳ	市民総活躍に よるまちづく り	共助による支 14 え合いの基盤 の強化	危機管理監	防災安全課長	防災安全課防 災安全グルー ブ	災害時において、自ら を守る自助と相互に助 け合う共助の重要性を 市民一人ひとりや地域 での恋識を高め、そこと のできるよう、地域住 反が自らの課題と計画の 策定を進めるとと計画の 策定を進防災組織の強化を図 る。	自主防災組織の強化を 図るため、地区防災計 画の策定支援を行う。	地区防災計画 を策定した地 域まちづくり 協議会等の 数:10地区	川崎、野村、井田川 北、加太地区の策定を 行った。	歴生地区において、地 区勢災計画の策定に向 けて支援をしている。 他の地区(野登、御幸 地区等)において、策 定に向けて呼びかけを 行った。	地区防災計画の策定支援	歴生地区、野登地区、 御幸地区において、地 区防災計画の策定に) 切す支援を継続に、御 幸地区において策定が 完了した。	50%	地区防災計画は5地区 (川崎、野村、井田川 北、加太、御幸地区) 6 が策定済で3地区(昼 生、関宿、野登地区) の策定支援を継続し た。	目標策定数10地区: 策定済地区数5地区	・地区防災計画に取り 組みやすくするためひ な形を作成したが、更 なる手法の検討が必要 ・地区策定に対する意 識の向上が必要	B まずまず成果を待 られた

具体的		110111761	政改革大綱前期ま	重点方針	F度取組実績及び前期実 取組責任者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名	*			E N			取組内容 (R2-R4)		年度末実績(具体的な取組の状況)	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進参率	取組成果(義括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
77	かめや; 活躍に。 民の連	よる市	市民総活躍に IV よるまちづく り	共助による支 14 え合いの基盤 の強化	教育部長 生涯学習課	 	現状地域には様々な地域 域課題があり、その課 顕解決に取り組むため 地域で活躍できる人材 を育成する必要があ る。	地域で活躍できる人材 を育成するかめやま人 キャンパスにおいて、 地域の魅力発信や環境 問題への取組、地域課 題の解決のための事業	かめやま人 キャンパスを 修了した人 数:60人	かめやま人キャンパス 講座を実施するととも に、全受講生を対象と したオンライン体験合 した声と行い、ICT を活用した学びの提供 を行った。	地域課題に取り組む人 材を育成するため、か めやま人キャンパスを Zoom等を活用して 実施した。しかし、新 型コロナウイルス感染 症の遊行により、予定 していた回数の調座が できなかった。	パスによる人材育 成(第2期生募 集、1年次:入門	地域課題に取り組む人 材を育成するため、か めやま人キャンパス講 座及びかめやま人認定 者へのフォローアップ 講座を実施した。 また、令和年度からス タートする第2期のカリ キュラムを検討・決定 した。	75%	かめやま人キャンパス を核をする学びの体系 を構築することにより、調産修了者10人 をかめやま人に認定す ることにより、人材育 成を図ることができ た。	かめやま人キャンパス の第1期生となる講座 (まちの起業人・森と 水の守り人・まちのり 長成講座がすべて修 90人、かめやま人には 17人が認定され、人材 育成を図ることができ た。	かめやま人認定者が継 続的に地域で活躍でき るよう、市民や関連部 著と情報共有を行い、 活動の場を提供するな ど、必要な支援を行う 必要がある。	B まずまず成果を得 られた
78	協働に。ちづく「	よるま	市民総活躍に IV よるまちづく り	15 遊働事業の推	市民文化部長 まちづくり 働課長	市民文化部まちづくり協働 球市民協働クループ	協働事業提案制度以外	市民活動団体や地域まちづくり協議会と行政との協働の体制を整備する。	協働事業提案 制度を実施し た件数:30 件(※累計)	協働事業提案制度を利 用せず、課題解決に向 けて各地域まちづくり さら影響、行の を影響、行の 事業を展開している。	協働事業提案制度を利向 用せず、課題解決にづくり 協議会がそれ異ない。 る部署 (行政)と協会 本を、展開しての中域、 に向しての庁内体制 市が を備について業にいる 地域まを可くいる。 との連絡調整型に関戦 ととの連絡調整型に関戦員 担うことを地域するのったいくこと とした。	る地域まちづくり 協議会と行政との	協働事業提案制度を利用せず、課題解決に向けて各地域まちづくり協議会がそれぞれ異なる部署(行政)と協働事業と展開している。協働事業提案制度を利用し、市民活動団体と行政の協働事業を3事業を施した。	100%	協働事業提案制度を利と 用した市民活動団体と 行政との協働事業は累 計32件となる。また、 地域課門内体制 協働事業 駅 でしいては、利用 壁ず、制度を が実施域主事等、りは関 会との連維基地域担当 会ととを地域主地域担当 会とととした。	協働事業提案制度を実 施した件数: 32件(8 累計)		A 十分な成果が得ら れた
79	文化財 の公開; 拡充	建造物活用の	市民総活躍に IV よるまちづく i)	協働事業の推進	市民文化部長 文化課長	市民文化部文化課まちなみ文化財グループ	電子 トナウル財産法物	公開活用を拡充するた め、市民団体等の参画 を進める。	新たな市民団体等の増加	市民団体(関宿「関の 山車」保存会)と管 理・運営方法の方向性 について協議を行っ た。	関宿「関の山車」保存 会及び各山車持ち自治 会と関の山車会館の利 用について協議。 旧佐野家住宅について 野村矩区まちづくり協 議会と活用について協議 を行った。	・市民団体等との 協議 ・参画団体等の増	関の山車会館の活用に ついて、関宿「関の山 車」保存会及び各山車 持ち自治会と協議し、 お囃子の練習や披露の 会場として活用の鉱充 を進めた。また で進めた。また では、次年度中の公開 に向けて、親光協会等 と協議した。	100%	文化財建造物の公開活 用について、まちづく り協議会や文化財の保 等と協議を行う市民団体 等と協議を円行い、間の に用佐野家住宅等の公開活用の拡充を図る ことができた。	関の山車会館の活用に山車会館の間の画車会館の間の画車会館の間の画車持ち自治会課題を担し、自身を通り返ります。 一切	文化財産造物の公開活 用の拡充を図るために は、管理人を新たに配 置する必要があり、人 件費が発生するなど財 政面の課題がある。	A 十分な成果が得ら れた
80	高校、; び学生3 等、各種 連携の3	企業 種学校	市民総活躍に IV よるまちづく i)	協働事業の推 進	產業環境部長 商工観光課	産業環境部商 工観光課観 光・地域プラ ンドグルーフ	の理由で、協働事業の 持続性が危ぶまれる。	高校、大学及び学生企 薬等・連携して、継続 かに観光分野における 協働事業が推進できる 仕組みづくりを、様々 な機会を利用して構築 する。	各種学校連携 の回数: 1回	四日市で開催されるB 1グランプリに向け て、会場PR方法な ど、鈴鹿大学学生企業 に協定に基づき業務委 山丁座トレイルで、鈴 鹿高校山岳スキー部を 連携して登山道の放棄 ゴミの回収作業を行っ た。	亀山了座トレイル登山 道活用ネットワーク 今館高校山岳ス マ、鈴鹿高校山岳ス オ、コロナ禍により会 議も継続的に行えず、 具体的な活動は行って いない。		・亀山 7座トレイル登山 地流用ネットワーク 会議を開催し、年間計画の確認や意見交換を実施したが、鈴鹿高校 は岳スキー郎と連携した登山道整備はした登山道整備は、大学等と連携した、大学等と連携した、大学等と連携したの 砂線転には至っていない。	25%	・コロナ禍の影響により、 が続き、鈴鹿高校山岳登 スキー部と連携した登 ロの実施であったが、 キロフ座トレイルネットワークの活協働事業 として実施することが できた。	各種学校連携の回数: R2年度辺回 R3年度0回 R4年度0回	亀山7座トレイル登山 道活用条ットワーク車 誘馬機能を通れ市地域 社会振興会に移し、運 営を軌道に乗せるため のさらなる支援が必要 である。	C あまり成果を得ら れなかった

具体的取	Ħ	目標	重点力	7針 取組責	住者	取組部署	現状と課題	取組内容 (R2-R4)	目標指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度			令和2~4年度			
No	名 称				E N			取組内容 (R2-R4)		年 度 末 実 被 (具体的な単位の状況)	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	年 度 計 面	年 度 末 実 績 (具体的な取組の状況)	進参考	取組成果(総括)	目標指標の実績 (令和4年度末)	課題・問題点	取組の総括評価
81 要	舌道路改 望に対す 西基準の	- る _{IV}	市民総活躍に よるまちづく 15 り	協働事業の推 建 進	多 長 土木課長	建設部土木課道路整備グループ	市民から寄せられる生活道路から寄せられる生活道路から寄せまでで、質の高い道路整備と実行を関いて、質の高い道路を開して、地域の道路側して、地域の道路側に関ニーが、中では、び、かいでは、でいるかられている。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	生活道路改良要望に関 する仕組みづくりとし て、定性的・定量的な 評価基準を策定し、連 用を開始する。	定及び運用開	施を令和2年度から令 和3年度へ移行した。 また、亀山市生活道路 整備指針の指針対象の 見直し、他事業との関 係性整理を図ること で、道路整備の必要性		基準の運用	令和4年4月に各自治会 長へ生活道路整備につ いての文書を配布した ころ、3自治会から道 路拡幅についての相談 があった。自治会と現 地にて立会いを実態 し、要題路線が生活道 路整備指針の対象ととな るか説明を行い理解を 得た。	1009	改訂した生活道路整備 指針の運用を開始し、 事業の実用を判断や優 6、先度の判定など要望が あった自治会に対して 説明責任を果たすこと ができた。	対象となった要望路線については、指針に基づき評価、優先度の判定を行い道路拡幅の実施を判断した。	自治会に対して生活道 路整備指針の理解を得 ること。今後、部分鉱 福会の上に応じた 柔軟な整備手法も検討 しなければならない恐 れがある。	A 十分な成果が得ら れた
82 支	道草刈活 爰事業の 団体の拡	活 IV	市民総活躍に よるまちづく 15 り	協働事業の推 建	多長 建設管理課長	建設部建設管理課道路保全グループ	県遺からの管理移管や 開発行為による認定等 で市道経長及び路線数 の増加に伴い、管理範 囲が拡大の一途をた 遠と違い、市道は一般 生法や通学路のように 市民生活に直結した造 移てあり、安全な交通に 対応する市発注による 市道す列委託料も増加 している。	現在の参加団体には自 治会以外の団体や地域 まちづくり協議会から の参加もあり、今後も 草刈支援事業実施の協 方団体の公募を引き統 を行い、参加団体の拡 形でも民協力のもと市 財政の歳出の抑制を図 る。			令和3年4月1日号の 広報で、草刈支援事業 し、自治会に限らず地 域まちづくり協議会や 有志団体などから、幅 な、参加協力が得られ ている。	協力団体の公募(市 広報を活用して幅 広、市民に通知)・ 各団体に同事業へ 多動放復規、地域 まちづくり協議会 との連携	令和4年4月1日号の 広報で、草刈支援事業 実施の協力団体を公募 し、自治会に限らず地 域まちづくり協議会や 市民団体などから、幅 広く参加協力が得られ にいるものの、参加団 体数は横ばい傾向にあ る。	759	草刈支援事業実施の協力団体の公募を行い、参加団体には自治会以外の団体や地域まちづ加い。 もあり、団体数は懐ばい傾向であるが、市民協力のもと市財政の歳出の抑制を図れた。	参加団体数:40団体	本事業や他の制度を活 用し、計画的に道路美 化に協力していただい ている自治会等がある 一方で、草刈作業等、 ただいているにもし関わ らず、制度を十分に活 用できていない団体も あるため、道路変護の 機運が高まらない。	B まずまず成果を得 られた